

目撃して、セントルマンとして斯る舉動が公許されて居るものと誤解されたらどうです。」

「御同論じや。我新聞などが案外無頓着で、斯る舉動を不問に置き却つて社會の裏面に潜んで居る他人の内行を摘發するのは君の議論の通り間違ひだよ。」

「閣下は嘗て國際聯盟の具體的研究に入る前には先づ歐米人が人種上の差別的待遇を撤廢せねばならぬとの御議論を御公表になつて、其一例に米國へ行つて見れば直ぐ分るが、白人が食事するレストランに、つい黑人を見たことがないと、攻撃なさつたが、夫れは御尤もです。がしかし法律では白人種と黑人種と同一のレストランで食事するのを禁じてはありませぬのですが、矢張り黒人が白人の嫌がるやうな舉動を致しますから、レストランの者は要するに上等客たる白人種の不快

人種上の差  
別的待遇の  
撤廢の障礙

を恐れて断るのです。」

### 十八 國民の改造

歸郷後の講演會の

前座講演會の

玄海將軍一行の歸つたのは、此狭い町では普通の洋行歸りを歓迎するよりも一層盛んで、恰も南極探險か北極探險にでも成功して歸つた人のやうに持囃された。附近の市町村からは盛んに、一行に講演依頼の申込みがある。ちやうど此日は、町からの申込みで、同地小學校の大講堂で講演が開催されたが、近來にない大入で聴衆は少なくとも千人以上は確かだとの事であつた。町長N君が開會の辭を述べて、例の新一が『平和の青年』と云ふ演題で前座を務めた。

『諸君私は今回茲に居らるゝ諸兄の驥尾に附して、支那就中滿蒙の旅行を致しました。其間歐米人にも支那人にも接觸致しまして、其各國

民の狀態に自ら大國民的と小國民的と興國的と亡國的との區別が、我々のやうなものが觀察した所でも明瞭でありまして、戦後非常な難關に逢着しつゝある我帝國民の一員たる我々青年は是等各國民の長短優劣に深く鑑み、戦後の難關を切り抜ける爲めには一大覺悟を要することを自覺致しました。そこで今日は平和の青年として、如何なる覺悟を以て勇往邁進しなければならぬかといふ事を申述べたいと思ひます。』折柄ヒヤ／＼といふ拍手喝采の聲が急霰の如く湧き起つた。之に續いて新一は、日本人を歐米人に比すると甚しい相違の點を發見する。それは總て訓練と云ふことを欠いて居る。規律の訓練、禮儀の訓練、身體の訓練、國民性の訓練等、一々實例を擧げて其欠點を指摘し、終に一層社會の制裁を嚴重にし、社會の訓練を有効にし、大いに紳士道を發揚しなくてはならんと結んだ。次には秋野少尉が壇上の人とな

國民の改造

大國民の演説に於ける軍事教練

つた。  
 秋野少尉は「大國民と軍事教練」なる演説で、我々日本人が大國民たり得るには前途尙ほ遠なる所以を、今回の旅行中遭遇せし幾多實例に就て述べし。自分が一年志願兵として軍隊教育を受けた實験から割り出し、我國の普通學校及び青年團に於ける軍事教練を一層盛ならしむるの必要を唱道し。尙ほ之が爲めには其目的を今一層能く徹底せしむるにあらざれば軍事教練を實施する効能がないと痛説し續いて大要左の如く論じた。

少尉は歐米人が普通學校に於ける軍事教練に重きを置いて居るのは寧ろ精神教育が主目的で、體力的教育は其副目的としてあると論斷し。續いて此軍事教練と云ふのは陸軍では單に教練と稱へて居るものであつて、陸軍の教練中現に普通學校に於て實施しつゝある所のも

普通學校に於ける軍事教練

軍事教練の主目的

のは主として各個教練である。各個教練の目的に關しては我歩兵操典に「兵卒を訓練し諸制式に熟せしむると同時に軍人精神を鍛へ軍紀を練り云々」とあつて、諸制式に熟せしむると云ふのは陸軍の術語である。が云はゞ基本的の戰鬥動作に習熟せしむると云ふのである。そこで陸軍では素より基本的の戰鬥動作の習熟を以て主目的とすべきであるが、普通學校に於ては少しく趣が異つて居て此終りの軍人精神を鍛へ軍紀を練ると云ふのに相當する教育を主目的とするのである。而して體力的教育の方は専ら體操で教育するのでなくてはならぬ。

陸軍に於て軍人精神を鍛へ軍紀を練るのは實に軍隊成立の根本であつて、此二者の鍛錬にして不十分ならんか其軍隊は軍隊として全く無價値である。多衆を集結し同一の目的に活動せしむるには單に陸軍ばかりでなく、何れの團體でも此種の教育が必要である。國家の成

立にも國民に國民精神と規律の鍛錬がなくては所謂大國民とは云へない畢竟國家的觀念が乏しく國民の結合力が無い、バラ／＼の國民は小國民である。

軍人精神の鍛へ方

さて我陸軍ではどう云ふやうに軍人精神を鍛へるか云ふと、陸軍では主として明治十五年軍人に賜りたる勅諭の御趣旨に基き遣次頭沛荷も機會ある毎に精神的訓誨を與ふることになつて居るので、例へば寒風凜烈膚を刺すの日下士卒が整列して居るの際若しも懦弱、寒威に堪へざるやうなものがあつたなら其機會を捉へて將校は彼等を激勵して斯う云ふのである。「御勅諭には如何に仰せられてあるか軍人は武勇を尙ぶべしと仰せられてあるではないか。猛烈に敵から射撃され殆んど九死に一生の望みもない折最後の五分間を能く堪へ得る爲めには是れ位の寒さは我慢しなくてはならぬ。是しきの寒さ

精神的訓練

に堪へ得ぬやうな事では到底敵に勝つ事は思ひも寄らぬ」と。今回滿蒙の旅行中我々は屢々將軍から斯う云ふやうに精神的訓誨を與へられた是が積んで國民精神の砥礪國民性の訓練となるのであると結んだ。

軍紀の練り方

更に進んでさて軍紀を練ると云ふのは如何。軍紀とは畢竟規律に外ならぬ。何れの社會にも規律を必要とすることは勿論で規律がなければ團體に結合力を缺く事となるのである。團體に規律のあるのは國に法律のあるのと同じで法律は主権者の命令と之に對する絶對の服従との二條件から成るのである。しかし等しく服従するにも制裁的と自覺的の二様がある。制裁が恐ろしいので服従するのは常識の發達した國民とは云へない。己の常識に訴へて自覺的に服従する様でなくば大國民とは云へない。さて自覺的に服従するにしても服

服従の訓練

従には訓練が必要である。此訓練には軍事教練が最も效能のあるものである。例へば「氣を付け」と號令し不動の姿を取らしむるとせんに此際號令官たるものは各人の姿勢を嚴密に點檢し、微細の點に至るまで操典に規定する所と寸分の相違がないやうでなくば許さぬ。斯の如く反覆復行する中に、外形より精神を修養し規律に服従するを自然に習ひ性たらしむるに至るのである。然らば普通學校で軍事教練を行ふときでも、苟も違ふ所があつたら、毫も寛假することなく之を矯正しなくては、軍事教練の目的が全く骨抜となるのである。

軍紀が嚴肅だと云ひ、或は規律が立つて居ると云ふのは、畢竟命令が能く實行さるゝと云ふ事である。命令が完全に傳達され、其實行が確實となるのは、之を人體に警ふれば、神經系の機能が不健全でないからである。軍隊その他如何なる社會を論ぜず、苟も一團體が一致の活動

團體に規  
律の必  
要なる  
理由

半身不  
隨の意

を爲さんには、規律に依つて團體の神經系を健全ならしめねばならぬ。然らざれば、主宰者が如何に雄大の企圖を有して居ても、之を人體に警へんに、神經系の中樞機のみ健全でも、傳達機や末梢機が不健全であらば、半身不隨意の身體となると等しく、主宰者の意圖の如く一致團結の動作を爲し得ぬのである。然らば社會てふ共同生活の一員たるべき自治的國民を養成せんには、國民をして先づ此道理を辨へ進んで自覺的に規律に服従するの覺悟を有せしめねばならぬ。然るに我國の現狀は如何であるか。學問ばかりを教育して人格を陶冶しない。殊に共同生活の一員として必要な個性の養成に注意しない。是れでどうして日本人が大國民となれやうかと、根本的國民改造論を絶叫して、拍手喝采の裡に降壇した。

次に玄海將軍が急霰の如き拍手に迎へられて「國民の改造」なる演題

國民の改  
造に就  
ての演  
説

國民の改造

に就て講演すべく壇上に立つた。將軍は英米兩國が今回の戦争間に兎にも角にも驚くべき大軍を急造し得たのは國民に軍事に必要なる教育の素養があつたからである所以を縷陳し。英國人は元來尙武的國民であつて、勇壯なる方面の遊戯を好むこと。體育熱が盛であつて實際英國人の體格は著しく強健なること。禮儀と規律に訓練せられ秩序を重んずる國民であつて、軍人に必要な性格を具備し居りしこと等を實例を擧げて詳述し。更に米國に就ては南北戦争の際南軍諸州は平素より大中學の學生に必須科目として軍事教育を實施して居た爲め戦争が勃發しても卒業生及學生を以て幹部となし得たから、新兵の訓練に多大の便宜を得た。之に反し北軍は何等用意なく泥纏的の醜態を呈し、辛うじて敗戦の厄を免れたのである。此辛き經驗は戦後北米合衆國をして盛んに大中學の軍事教育に就き努力するに至

米國に於ける普通學校の軍事教育

モーリル法

らしめた事を述べ。之が爲め米國ではミリタリアカデミーと稱し學校の經營學生の生活等の状態が殆んど全く我幼年學校に類似した軍事教育を併せ施すべき高等學校を設置した。モーリル法と稱し、軍事教育を施す諸學校には國庫の補助を與ふるばかりでなく、軍事教練の爲め陸軍大臣は其最寄の軍隊より現役將校を派遣し又教練用の兵器を貸與又は支給すべき法律を制定したこと。此法律の結果ラン・ド・グラントカレッジと稱する軍事教育を施す農科大學を創設した。今回米國が大軍を急造し得たのは、我明治元年頃より斯る方法に依り養成しありしものを幹部たる將校に採用し得た爲めであつて、然らざれば下士兵卒は急造し得たとしても、將校の養成は不可能であつたこと等を詳述し。所謂「播ぬ種は生えぬ」と結んだ。將軍は更に進んで、次の戦争は國民的戦争であらねばならぬ。國民

國民的戦争

國民の改造

統一せら  
れ結束せら  
るべし  
國民の改  
造

的戦争には國家總動員を要す。國家總動員を以て勝敗を争ふ場合の  
優劣は國民の精神力國家の召集能力國家の工業能力國家の富力の大  
小強弱に依つて決定せらるゝのである。しかし如何に是等の總てが  
敵國に優つて居た所で之を統一し結束し國家の目的に協同一致せし  
め得なくば其集合力を發揮することが不可能である。之には國民が  
平素能く訓練せられて統一され結束され得るやうに出來て居なくて  
はならぬ。桶は日常缺くべからざる器であるが箍を切つてバラ／＼  
にしたら用を爲さぬ。けれども各部々々が組立てらるべく製造して  
あるならば何時でも箍さへ嵌たら結束して再び桶の用をなすことが  
出来る。しかし我帝國國民のやうでは單にバラバラの木片であつて之  
を組立てることが出來ない。さらば國家と云ふ大きな桶に組立てる  
には其各部の木片たるべき國民を仕上げて統一され得べきもの、また

結束され得べきものにならぬ。此の故に國民の改造が刻  
下の急務である。』と結んで降壇しようとした時、緊張し切つた聴衆か  
ら又もや急霰のやうな拍手が起つた。

十九 人種 関

歓迎會の  
席上

有志の希望に依つて、或町の一流の料理店で玄海將軍等のため盛大なる歓迎會を開かうとした。そしてその内意を傳へたとき、將軍は之を辭退し、冷酒、冷主義の質素な宴會を希望されたが、既に當地出身の貴族院議員O君も、衆議院議員P君も、米國で哲學を専攻したと云ふ文學博士Q君も、態々東京から出席せらるゝことになつて居るから、日の繰合せならば出來やうが、宴會は是非その料理店でしたいとのことであつた。

聽て定めた日が來た。當日は遠來の客たるO、P、Q三君も約束通り出席され、主客合せて約五十人の盛會であつた。初めの間は實に不思議のやうに靜肅であつて、話し聲も聞へず、間として唯吸物を啜る音のみであつた。

みであつたが、酒三行漸く話し聲が高くなる。歓迎の辭は貴族院議員のO君が簡單不明瞭に兎に角責を塞いだ。謝辭は玄海將軍が眞の陸軍式に簡單明瞭に済ませた。する中、彼處此處に氣洩の聲が高くなつた時分、O君が「御杯を一ツ」と將軍の前へ來て

「もう姑らくは戰爭もありませぬまい？」

「當るも八卦當らぬも八卦で、或は御説の通り平和が続くかも知れませぬ。或は御説と反對に案外平和が永く續かないかも知れませぬ。國防の整否は實に皇室國家の存亡に係るのであります。荷も金匱無缺なる我皇室國家の存亡に係る大問題をかも知れんと云ふやうな不確實な事を基礎として考へたら、夫れこそ由々敷大事であります。」

するとO君は更に

「國際連盟も曲りなりにも成立つた以上、是からは軍備よりは産業の

かも知れ  
ん



武力の背

方へ成るべく多くの金を振り向けたいものです。』  
 『御尤です。しかし其産業であります。が今後の産業は日本ではどうしても大陸的發展を企圖しなくてはならないのです。夫れが武力の背景がなくては日本が其企圖する通り發展しようとするのを妨げられるやうな事はありますまいか。どうです。總て物は採算的に考へなければなりません。が、壹萬圓の軍費を拂つて拾萬圓を儲けるよりは、拾萬圓の軍費を出して百萬圓得た方が得ではありませんか。所謂國亂れて忠臣顯はる』で白耳義の義戰など、褒めませんが寧ろ國の亂れない減びない中に覺悟をする方が得策で、白耳義の義戰などは餘り感服すべき事ではなからうと考へます。マア火災保險と同じで火災はないかも知れんがあるとして附けて置いた方が安全ですよ。あつたらどうです。日本も白耳義のやうに折角滿州に開發した撫順の炭坑も本谿湖

採算的の國防

精兵主義の可否

國家總動員の覺悟

の鐵礦も盡く敵に破壊されてから取り返しても結局採算的からは大損です。唯忠臣義士の名が歴史的に表彰されるだけじやありませんか。』そこへP代議士が来て  
 『我々は決して軍備を不必要と認むるものではありません。が戰爭中軍人諸君の中で盛んに唱道された彼の精兵主義は今回の戰爭の結果で全く論據を失つたと思ひます。英米兩國が戰爭間斯る大軍を編成し得て遂に終局の戰勝を博し得たのを見れば寧ろ精兵主義よりは國民の教育工業の發達等に力を用いた方が利益と考へます。』  
 『夫れは往々有力な政治家中にも主張する人があるので、一應尤もの議論です。今回我輩が青年を指導して滿蒙地方の旅行を企てたのも彼等をして天晴れ平和の青年として常に國家總動員の際に於ける覺悟を以て大國民的に平和的施設に努方すべく自覺せしめようとの考へ

精兵主義の効能

に出でたるものです。然らば我國民が盡く我輩の理想の如くに常に國家總動員の覺悟を以て平和的施設に努力し工業も發達し國富も増殖したとせば常備軍は不必要であるかと云ふにさうは行くまい。唯歸する所は常備すべき兵力の程度である。我輩は開戦となるや即ち彼我兩軍が立ち上るや、成るべく手取り速く敵に殲滅的打撃を與へ、今回の戦争に於て獨逸が劈頭第一に露軍に大打撃を加へて露國民一般の志氣を挫折し爾後軍氣沮喪常に受身の位置に立つたやうにして戦争が四年掛るものなら一年位で片附けたい。此目的を達し得るには充分な見込の立つ丈けの精兵は開戦と同時に動員し得るやう準備したいと云ふのです。さて此目的に要する兵力は幾何であるかは姑らく當局者に一任することゝしますが當局者が掛値を云はん以上此目的に要すと云ふ丈けの兵力を動員し得べく常備軍を決定したい

のです。是が我々の云ふ精兵主義であります。

其内に君と入り代つて、博士が將軍の前に來て、『陸軍の兵力の必要は内亂を鎮壓するに要する丈けではありませんか。敵から陸兵を以て攻撃を受けるなどは思ひも依らぬ事と思はれません。却つて我國で過大の陸軍力を充實すると英米各國に猜疑心を起させ彼に對し戦を挑むやうな事となりはしませんか。軍備で競争せんとしては何れの點に於ても迎も英米に敵することは不可能です。寧ろ彼の感情を害しないやうに外交を巧みにして戦後の難關を切り抜けるが得策と考へます。』

事勿主義

『夫れは我輩は絶対に不賛成であり、又さう云ふやうな事は不可能であると考へます。斯の如きは所謂事大主義と云ふものです。他人の鼻息を窺つて退嬰自屈姑息偷安を事とする、事勿れ主義である。日

本は果して現状維持に甘んずべきであるか。苟も國運を發展せんとしたならば、假令極力戦争は避けるとした所が、力を要する。其力は、武力的に之を使用するのではなくとも、外交の背景となり、其國民の權威となり、從つて其國の勢力となる。さて其力とは即ち兵力である。貴君は英米人を聖人君子のやうに御考へですが、これを我王政維新の際に例へて見ると、王政維新に於ける薩長の功績は眞に偉大であつた。さらば薩長の天下となつたのは當然であります。しかし彼等薩長も其當初は至極公平無私であつたが、段々に増長して來て茲に藩閥の弊害なるものが起つた。諸君も恐らく此弊害には憤慨したものでせう。或は今日尙ほ此弊害を感じて居らるゝかも知れない。之を打破するには我國民は如何に苦心したか。之を干戈に訴へたものもあつたが不成功に終つた。之を言論に訴へ、民權の主張國會の開設などの

旗幟を樹て、争つたが矢張り力を以てしないのであるから其成功が頗る遅々たるものであつた。諸君今度は英米の天下となつて彼等の云ふ儘にして置けば、人種閥が大跋扈をするのです。上に叙聖文武の天皇陛下を奉じて居てすら、藩閥の打破には非常の困難を爲したてはないか。今後の人種閥は上に何人も彼等の頭の押手はないじやありませんか。貴君は先程内亂を鎮壓する丈けには陸軍力の必要を認められたやうですが、少し三百代言的の口吻を眞似るやうですが、貴君は異人種たる英米人より何故同人種たる日本人が斯く不信用ですか。貴君のやうに英米人を聖人君子同様に信じ得るやうな黄金時代と假定したなら、同胞たる日本人はもそつと信用して宜しいではありませんか。さすれば警察も不必要の筈ですのに、陸軍力を必要とする理由が何處に在りますか。結局相當の陸軍力を要すると否との議論の別

れ目は我大和民族は英米人の鼻息を嗅つて苟且偷安島國に退嬰自屈するか。將た獨立獨行大陸に發展膨脹するか。二者其一に依り差異が生ずるのであります。

先刻P君との話に對し我輩は更にすこし附け加へて置くが英米の如く從來より國民が尙武的精神に富み身體が強健にして禮儀規律に訓練されて居るなら軍隊教育をするにも我國に於けるやうに困難ではないのです。何故ならば我國で最も苦心しつゝある諸件は既に出來上つて居ると云つても可なりであるからです。されば我々は他の一方に於て國民の改造に専心努力すべきは無論であるが此目的の成功するまでは我國は英米と異り比較的多くの國民を旗下に置き軍隊教育に依つて前掲の諸件を補足しなくてはなるまい。我國の急造軍隊は迎も英米の夫程にも活動し得ないであらうと思はれる事です。

我國の急造軍隊は絶對に不可能

### 二十 將軍の小學校長

地方に與しき感動著

玄海將軍に隨つて旅行した青年等の自覺した話と、一行の講演とは町ばかりでなく其附近一帶の地方の人々に著しき感動を與て戦後の經營中焦眉の急務は青少年の訓練と修養である事に一致した。之と同時に體育なるものゝ意義も始めて理解せられて體育は生物學に準據する一の科學で、其目的は人體を改善し衛生上實益上美學上の要求に適合せしむるものであつて、先づ各個人の狀態を改善し延いては國民進んでは人種を改善すべく重要なことを痛切に感ぜられ體育は老幼男女とも行はねばならぬこととするの風潮となつた。玄海將軍の名聲は恰も南阿戦争後英國の少年義勇團を創設したバーデンバ

校庭に於ける閱兵

講評

ウエル中將の夫れにも優るの有様であつた。  
 或日、玄海將軍に懇請して、X町小學校の校庭に於て、青年團及び小學校生徒の閱兵分列を檢閲に供し、其所見の演述を願ふ事となつた。  
 將軍は閱兵に際しては、隨行せし校長等に現場に於て各人の缺點を指摘しつゝ、正面前を通行し、次に分列行進を終つた後、校長以下教員全部其他郡長町長等を集めて、次の如き演述をした。  
 『我輩の見た所を單に抽象的に評したなら、概して可なりであるが、茲に假に半紙に三百字程の細楷を書いてあるとします。字積さへ可なりに出來て居れば、本當に筆法を習つたものも我流のものも素人がちよつと見たゞけでは分りますまい。しかし書家の炯眼で一宇一畫を仔細に點檢したなら、我流のは、てんで見られたものでないのです。失禮ですが、閱兵の際親しく現場で注意した通り、各個教練に於て充分矯

熱練の教官を要す

的教練の目的

正されなかつた缺點が其儘存して居る。仔細に各人の姿勢を點檢して御覽なさい、ちやうど筆法を能く習はない人が書いた字と同じで、掘りが能くない。是等の缺點を見分けるには熱練を要する。少くも豫後備將校で、いもなくば不可能である。米國がモーリル法を制定して、同法に依り軍事教練を實施する學校へは、現役將校を派遣することゝした所以は、茲に在るのである。我輩が嘗て書いた『青少年の軍事教練』と題する小冊子(附録三三三)が茲に在ります。之を差上げますから御覽になつたら、幾分か御参考になりませう。操典にも明示してある通り、教練の目的と云ふものは、外形より精神を修養し、軍人精神を鍛へ、軍紀を練るので、教育者其人の人格態度が被教育者に偉大なる感化を與へるものである。されば、獨逸では兵式教練を實施するときは、故ら軍裝を爲し、勳章を佩び、兜を被つたもので、云はゞ羽織袴の正しい服裝で教育

軍事教練の效果

するもので決して不斷着では教育しない教練と云ふものは夫程に神聖視されるべきものである。

米國大統領ハリソン氏は次の如く云つて居る。「學生に軍事教練を與ふるのには常に國防の見地よりのみでない、學校自身の爲め將た學生自身の爲め頗る必要である。軍事教練は常に戦時に於て有利なるのみでなく平時に於ても亦極めて必要である。端正なる姿勢剛健なる身體特に忍耐力の養成機敏なる觀察力秩序服従協同及び愛國心等の養成は軍事教練の青年に與ふる効果である」と。我普通學校に於ける兵式體操なるものが果して此効果を青少年に與へて居るか何うかは問題である。

軍事教練の時間と要

斯る精神作用の効果を實現するには教育者の人格態度が被教育者に恰も催眠術に掛けられたかの如く感ぜられなくてはならない。又

學校は大は心營總

將軍の小學校長

苟も過失があつたならば機慧なる教官の炯眼は少しも看過しない。そして遠慮會釋なく直ぐ矯正するやうでなくてはならぬ。軍事教練は由來體育ではない、體育は體操に於てするのである。されば前に述べたやうな精神作用さへ實現するならば軍事教練に多くの時間を充用するには及ばない、十五分間でも充分である。長くても三十分間位で結構である。夫よりは軍事教練の際機會を捉ふる毎に精神的訓誨を與へて國民精神を砥勵することが必要である。

斯様に要求が高くては遂には小學校にも現役將校を派遣しなくてはならぬと云ふ事となるが、一方では徵兵令撤廢論などを唱へて日本などを非常な不利の位置に置かうとして居る。戦後の難關を切り抜けるには學校は總て是兵營の大決心をして小學校までにも現役將校を派遣し眞の國民皆兵の實を擧ぐるの決心でなくてはなるまい。し

かし夫れが實現せらるゝのは容易のことではなからうが差當りの一案がある。即ち各小學校には名譽校長として在郷將校を囑托する事である。名譽校長は主として校規の維持精神教育體力教育に任じて學科教授の事には干與せしめない。此名譽校長には別段報酬と云ふ程のものゝを給しなくとも宜しからう、唯役宅を貸與する位で可なりであらうと思ふ。斯様に豫後備將校利用法を設けて彼等に勤めて東京などにゴロ／＼して居す成るべく郷里の小學校へ奉職せしむるやうに獎勵するのである。

それから青年團の事であるが我國でも先づ形だけは青年團が成立したが、まだ之に魂が入つて居らない。青年團の事業も亦晉に肉體的ばかりでなく精神的に開發鍛鍊して國家社會の一員として重要な任務を果さしむることが根本目的であるから、之にも有力なる指導者

を得なくては、青年團に永久に魂が入らないと云ふものである。

パーデン中將はかう云つて居る『個人にもあれ國民にもあれ何れにても同様である。成功するには吾人は男らしき人でなければならぬ。名譽と義務との充分なる感念を有し、自制力を有して意志を以て働くことを得逆境に立つて尙ほ固執する勇氣を持ち、自己の進歩と自己の健康とに對する責任感を有し、無私にして他人を扶助し勤儉摯實にして忠信なる人實に是こそは吾人の男子に要求する性質である』と。此の如き高き品性の養成が如何にして達せらるべきかは、是にはパーデン中將程の人ではなくとも、之が指導には可なり的人物を要する。

ローズベリ卿はかう云つて居る。『若し余をして我國の最高理想を樹てしむるならば、余は總ての男子が皆少年義勇團の原理に依つて

訓練されたる國民を以て其理想とするのであらう。此の如き國民は人類に取りて一個の名譽たるのみならず、實に歴史上未だ曾て見ざる最大の道徳的勢力たるであらう」と。此要求を満足させるのも亦容易の事ではない。

青年の指導法

青年團を指導啓發するには、唯口舌を以てするも成功を期し難い。百の講演は一の實行に如かずである。青年と一緒に旅行し、青年と一緒に宿泊し、青年と一緒に飲食し、青年と一緒に遊戯し、其一舉一動の間に薰陶感化するのが最も有効である。軍事教練が必要であると云つても、過度の勞働を要求し、無意味に長時間に涉り、何等興味がなくば青年も倦厭するに至るのである。嚴なるべきときは嚴なるも、寛なるべきときは寛でなくてはならぬ。寛嚴宜しきを得、興味を持つて従事するやう、遊ばせながら教育するのである。我國の青年團に何處に斯る有

豫後校の利用問題

力なる指導者を發見し得るか。

再び豫後備將校の問題であるが、彼等は是非とも自己出身の郷里に歸り、該地小學校の名譽校長となり、兼て該地青年團の指導者たるべき責務を有すと確信するのである。

我國現在の豫後備將校は何を爲しつゝありや。何事か特に國家に貢獻すべき事業あらば格別であるが、徒らに帝都に集團して圍碁論曲園藝、骨董等の消極的趣味に没頭し、何等國家を裨益すべき事業に干與しをらざるものが比々皆然りではないか。彼等は曰く「我々軍人が他の事業に干與するは失敗の基である。我々の身體は、天皇陛下に差上げてあるものである。一朝有事の際の爲め、此身體を大切に保存するのが最大責務である」と。名刀を大切に長持の内へでも仕舞て置くやうな考を持つて居るらしいが、英國などには案外將校出の議員が澤山

名刀を仕舞く愚者のつて



あることなどは知らない。今回の戦争で工業動員の必要を知つてから砲兵工廠などに戦時の必要数だけのダライ盤、ボール盤などの器械類が平時格納してあるのは愚であるとは輿論である。是も早晚民間に活用させる方法が案出されるであらうが、豫後備将校も、一年志願兵出身者は別とし名刀を長持に仕舞て置くやうにせずにか民間に活用する道はなからうか。差當り我輩の提議も一案であるが、國家經濟上大に研究すべきである」と、將軍の論鋒は稍々横道に入つたが、結局青少年の軍事教練が平和の青年に取つて如何に必要であるかを更に力説して演述を終つた。

するとX町々長が進み出て、

「閣下願くば請ふ隗より始めよ、どうぞ當校の名譽校長たることを御承諾下さつて兼て青年團の御指導を願ひたく存じます。」

請ふ隗より始めよ

「宜しい快諾します。言責は重んじなくてはならぬ、拒絶する譯にも參るまい。しかし我輩は數月の後適當の後任者を推薦して交代することを豫め承知して置かれたい。」と。

遂々玄海將軍が小學校長となる事になつた。

附録 (第一)

佐渡丸遭難の記

此遭難の記は著者が當時陸軍砲兵中佐で攻城砲兵司令部高級部員として司令部員を引卒し旅順の攻城に参加すべく渡航中遭難せし顛末である。著者は幸に生を全うし明治三十七年六月十七日門司に上陸し、其翌々日友人山田英太郎氏へ送つた書翰に添へたのが即ち是である。

突如敵艦現る

六月十五日午前十時頃、我乗船佐渡丸沖ノ島附近ノ關の西北約四五十海里を通航す。時に細雨朦朧遠望し難し。突然敵艦三隻を約五海里前方に認む。此時敵彈我船に至る頻りなりしも差したる効力な

佐渡丸遭難の記

かりし。我船は停止したり。多分敵艦の信號に應ぜしものならん。是に於て我等將校の重立たるものは會議し處置を一決せんとす。元來本船乗員の大部分は野戰鐵道提理部に屬する遞信省の文官及び工夫等にして、我等軍人の便乗者は二十名内外ありしのみ。我等攻撃的態度に出でんか徒に千三四百人の非戰鬥員に慘死を遂げしめざるべからず。依つて寧ろ穩和的手段を取るを可とし、露艦に非戰鬥員を收容せられたき旨を通ず。監督將校は通譯と共に露艦に赴けり。露艦よりは四十分内に非戰鬥員を退去せしむべき旨を信號し來る。暫くして露國將校一名軍使として來る。監督將校は歸らず、通譯のみを伴ひ來れり。而して云へらく將校は露艦に來れ、非戰鬥員は速に退去せしむべし。今より更に三十分間の餘裕を與ふと、依つて余は之に答へて云へり。將校は決して降伏せず船と運命を共にせん速に水雷

從容と  
死を待し

を以て撃沈せよと軍使は去りぬ。余は我司令部の馬卒馬丁等を促し疾くに端舟に乗じ本船を去らしめ、我司令部の將校及び下士一場に集り、本船の轟沈と共に相與に海底の藻屑と化せんと決心し、唯若し不幸敵手に陥るが如き虞あるに方つては武名を傷けず、潔く自殺せん爲め各自拳銃を手にし從容死を待ちつゝありし。忽ちにして轟然リューリック號らしき敵艦我左舷に水雷を放てり、其振動恰も船を劈裂せんとするものゝ如くなりしも、而も沈没すべき景況を認めざりし。尋で此敵艦は悠々と我右舷に廻はり來り、更に第二發を放てり。而も尙ほ沈没すべき模様なかりき。此我等が生死間髪を容れざる二三十分間に於ける四周の景況は慘愴の極實に名狀すべからざるものあり。本船と粗ぼ併行しありし常陸丸は「グロンポイ號」らしき敵艦に追撃せられ背走しつゝあり敵の射撃頗る猛烈を極む。

雨天運か驟  
雨來

又本船附近には非戦闘員我先きにと海に飛込み端舟に取り附かんとするもの本船のボートを卸さんとするもの木片を抱きて漂ふもの將に溺れんとして助けらるゝもの溺れて流るゝもの幾何なるを知らず實に悲惨の光景を極めぬ。此間ロシア號は我左舷の稍後方に在りて監視しつゝありし。時に驟雨忽に至り敵艦を認むる能はず敵艦は多分水雷發射の効を奏せしものと信じたるか將た我軍艦の來襲を恐れて倉皇退却したるか驟雨晴れて後も遂に隻影を認めず而も我船は未だ沈没せず。併し經驗家の言に浸水漸次或程度に達せば一時に轟沈するに至るべしと然らば我等が武運は未だ定まらず。抑も水雷の爆發と共に沈没せんと決心せし一刹那には何事も思はず。又悲しとも嬉しとも考へず。甚だ輕薄なるが如きも遺族の如何にも思ひ及ばず唯我運は茲に盡きぬ致方なしと思ひしのみ。余は此の如く從容死に

決死の瞬間

就くの境遇に出會せしは今回が始めてなり。余は多分斯の如き場合に未練にはあらずと萬々思へど實際に當り果して如何にや實は余自ら余を疑ひしなり。併し今回の實驗に依るに死を決するは案外に容易のものにして已に決死したる上は案外に心の落着くものなるを知りぬ。然るに已に危険の去りたる後に至り余は大に臆病者となれり已に斯る危険を無事に通過せしかば余が武運は未だ盡きざるべし何とかして余のみならず本船の生存者を何とかして助けたしと此苦心慘憺は實に從容死に就くよりも困難なり。『死は易く生は難し』の眞味を始めて了解せり。扱て我等が生存の途は成し得る限り長く船を浮し置くに在るも如何にして浸水を止むべきや技術に明かならざる我等には頗る當惑の事なり。船員は船長始め盡く逃げ走り僅かに水夫同様のもの六名位お止まりしのみ。是れとて救濟策の顧問者とし

ては甚だ覺束なし。其他は逃げ後れたる鐵道技手工夫の類のみ。去れども是等のものを督して排水に勉めつゝありしに、晩に至り風雨益々猛烈となり健全なる船舶さへ難破を免れざる程の天候となり、此間第一に苦心せしは現在船が何れの地に漂流しつゝあるかの一事なり。東風烈しかりしより推考せば或は對馬又は朝鮮南岸にまで吹き流され居るやも知れず。加之漂流しつゝある我船が暗礁又は陸岸に乗り上げ破壊せずとも計り難し。夜間なるに及び船は益々左舷の方に傾き動搖甚しく、破壊部より浸入し来る激浪は舷の中央部に噴騰し、雨は篠突く如くに甲板を洗ひ、其愴絶云はん方なし。海事に稍々智識ありと思はるゝ軍夫等は最早到底見込なき旨相語り、浮囊を纏ひ、急造筏を準備する等避難の支度に忙はし。我司令部の下士は感心にも我等の爲めに浮標を集め、之に椽木を十字に結付け、若しも轉覆せんとする

愴絶云はん方なし

間際には我等將校と共に之に取付き頼み難き運命に身を任せんと、此等の材料を船橋上に準備せり。其時の我々の約束こそ實に悲惨極りなし。我等は俱に與に運命を一にせん、我等の内一人にても生存しあらば其遺骸の處置を爲さん。我等は浮囊を纏ひ、且身を繩にて浮木に縛し置かん。危難到底免かれ難きを認めしときは、皆共に此場所集まらんと。時已に十六日午前二時頃なりし、余は最早や船は必定轉覆を免れざるものと思惟し、約の如く其場所に来れり下士等は已に其所に在りて我等を待てり。最早や九死の中に一生を得るの望なかりし。約の如く準備し、一生を希望しつゝありし、去れど到底生還の豫想は覺束なかりし。併し唯一人として遺言を爲すものもなく、愚痴を云ふものなく、唯今回の戦争に兼ての計畫を實行し得ざるは遺憾なりとの話ありしのみ。

佐渡丸遭難の記

敵方か？

天は尙ほ我等を捨てざるか折柄風止み波收まり危険は稍減じたるものゝ如くなりぬ。三時過る頃遠く探海燈の光を認めたり。或は救助の爲め我軍艦の來れるなりとも云ひ或は敵艦の尙ほ彷徨しあるならんとも云ふ。友か敵か。招かんか潜まんか。誰しも惑はざるを得ざりしなり。天は已に明け曙光を認む。雲霧は吹き散されて稍遠望し得べく時に二三の漁舟らしきものを見附けたり。先づ第一に之を招き我等が何地に漂流しあるかを問はんと旗を以て之を招きしに豈に計らんや最初に來りしは我船より昨日避難せし非戦闘員等が終夜洋上に漂ひ我船を見付け救を求めんとて近付き來りしなり。依つて之を收容せり。次に收容せしは常陸丸の避難者にして殆ど全部砲彈の負傷を受け而も十五日朝食以來一粒をも食せず其状態の悲惨なる名狀すべからず。此の如く尙ほ一二の端艇を認めしも皆遭難者のみ

嗚呼何たる悲惨事ぞ

部下と別るゝ

にして偶々煤煙を認むるあるも多くは數十海里の遠方に在りて救助船の來るべしとも思はれず。或は本船遭難の状況未だ内地に達し居らざるやの疑あり。是に於て内地との連絡を取る爲め通信船を差遣することに決し決死の士十四名を選抜す。川人少佐之が司令たり。我司令部の下士永富樋口及南の三曹長も亦其選に當る。彼等三人は余と死を決せしものなり別れに臨み涕泣し、「中佐殿よ必ず速かに救助船の來らんことに努力すべし。願くば健在なれ。併し若し萬一の爲め承り置くべき事なきや」と。余は之に答へて云ひぬ。「更に別に云ふべき事なし。唯若し萬一の事あらば我等が死を決せし折の實況を語り我等が魯人の捕虜とならず。漂流して遂に海中の藻屑となりしことを世人に告げよ」と。余も亦自ら涙を催して彼等と握手せり。彼等は勢良く本船を出發せり。時に十六日午前七時なりき。

十六日午前十時頃遙か四五海里の海上に帆船を認む。其航進方向は恰も我に向へり。我は鐘を鳴らし又危険信號を爲せり。帆船は近きぬ午前十一時頃船員二名身を躍らし海に投じ我船に攀登し來れり此船は第一宮川丸と稱し約百五十噸の帆船にて石炭及びテールを搭載し長崎に向ふの途中なりし。此船に生存者を收容する事とし幾人を收容し得るやは一疑問なりし。竹峰大尉は碇泊場司令部にありし人なるに依り該船に就き大約收容人員を算測せしめたりしに積載物を打捨つるも四百五十人位なりと云ふ。然るに在船者は爾來増加し約五百五十人ありて約百人は之を收容するを得ず去りとて此等を殘留せしめ置くは誰しも心細き事なり。依つて收容し得る限りを帆船に收容し其他は端舟又は急造筏に載せ帆船にて曳き往くこととせり。又船長の言にては唯今の風にては六連島まで約四時間位にて達

し得べし。果して然らば僅かの時間なれば如何に窮屈なるも忍びて兎に角六連島まで渡航せんと考へたれども其後風浪靜かなるが爲め浸水の増加も甚しからず此模様にては尙ほ若干時間は沈没の虞なきものゝ如し。元來本船が其中央部に左右兩方より水雷を命中せられたるに斯く永く浮遊しあるは實に奇怪の事なり。其原因は多分機關部及び船艙は各別に區劃しあり機關部のみは左右に凡そ一間四方程の破孔を穿たれたるも幸に汽罐には命中せざりし。去れば機關部は全く浸水したるも此浸水は他に波及せず唯水雷爆發の振動にて接合部弛みたる爲め漸次隣接せる船艙に浸水するのみ。船は機關部前後に在る船艙の浮遊力に依り平衡を保ち居るものなり。若し汽罐に命中するか又は他の一發前部或は後部に命中したらんに忽ち平衡を失し轉覆したるものならん。斯く推究し來れば船は尙ほ一日位は浮

人間の慾

遊し居るならんとも思はる。去れば本船に止り、絶えず排水しつゝ救助船の来るを待つも一策なるかの如く考へらる。且つ今帆船にて去らんか荷物は一も持ち歸ること能はず。昨日は赤裸の儘にて唯命さへ助かれれば満足したりしに、危険の少きを認むるや、已に慾を生じ、荷物までを全うしたしとは、人間の慾望も亦賢くことを知らざるもの哉。右の始末にて帆船を以て六連島に渡るの議は容易に纏まらざりしも余は午後二時頃に至り、今まで救助船の來らざる以上は、斷然帆船にて渡航するの得策なることを主張したり、是其理由の重なるは、已に生命をさへ助かれれば可なりと決心したるに、今更荷物に戀々たるの必要なからん。加之排水に任ずる人員の力盡き、今夜は到底之を繼續する能はず、尙ほ今夜風浪なしとも豫測し難きを以てなり。午後二時頃彌々六連島に渡航するに決したるも、扱て蕞爾たる帆船而も之に過度

宮川丸に移乗す

に人員を搭載することなるを以て、若し秩序正しく實行せざれば、爲めに危険の恐あるに依り、同船中なりし碇泊場司令部員に移乗に係る一切の部署を一任し、各人は一物をも携帶せざる事とし、積載物を捨て漸次に之に移乗せしめたり。然るに風浪は左まで甚だしからざるも、移乗の爲め船の動搖甚しく、素人たる我々には頗る危険を感じたりしが、船員は大丈夫なりと云ひ居れり。

移乗を終り、佐渡丸を發したるは十六日午後七時頃なりし。船室内の蒸し熱きこと云はん方なし。併し各人は佐渡丸に在るよりは安全なりと思ひしにや、鼾聲雷の如くに熟睡せり。十七日午前一時頃に至り、眠を覺し、已に六連島に到着しあるやと思ひ、船員に問ひしに、今夜は無風の爲め進行せず、佐渡丸より僅に二三海里を航進せしのみと。此時の落膽實に想ふべし。午前三時頃に至り、汽船を前方に認む。是れ



無事門司に着す

ぞ我々が待たれたる救助船伊勢丸なりし。之に約百五十人を移乗せしめ、尙ほ救助船の至るを待つ。午前八時頃救助船日の丸至る。依つて之に挽曳を依頼し、午後五時頃無事門司に着す。途中各艦船に於て萬歳の聲雷の如く、又波止場には市民の遭難者を迎ふるあり。其愉快實に紙筆に盡し難きものあり。余は此夜門司群芳閣に投じ、芳酒鮮魚陶然として酔ひ、數日間の勞を忘れて熟睡す。

(明治三十七年六月十九日認む)

### 青少年の軍事教練 (附録第二)

#### 第一章 普通學校に於ける軍事教育

##### 一、軍事教育の意義

我國普通學校に於ける軍事教育なるものは、多くは體操又は兵式體操と云ふ名稱の下に實施せられて居る。我國普通學校に是種の科目を加へられた當時に於ける當局者の卓見は實に之を賞揚するに躊躇せぬが、此軍事教育なるものゝ意義が充分に徹底して居らぬのは甚だ遺憾である。歐米各國が或は普通學校に或は青年團に軍事教育を實施する所以のものは、寧ろ精神的教育を主目的として、體力的教育は其副目的として居るのである。然るに現時我國の普通學校に於て實施

する所は教官が此主旨を理解しないで、體操と兵式體操とを混同して無意味に實施して居る感がある。

各普通學校に於て軍事教練に相當する科目を兵式體操と稱するのは稍や穩當でない。寧ろ軍事教練と稱するのが適當である。此軍事教練なるものは陸軍では單に教練と稱へて居るものであつて、各普通學校で實施する所は陸軍の教練中主として各個教練である。此各個教練の目的に就て歩兵操典では『兵卒を訓練し諸制式に熟せしむると同時に軍人精神を鍛へ軍紀を練り云々』と述べてあつて、此諸制式に熟せしむると云ふ事は陸軍の術語であつて、基本的の戰鬥動作に習熟せしむると云ふことは無論であるが、普通學校に於ては軍人精神を鍛へ軍紀を練ると云ふ事を主目的とせねばならぬ。然らざ

れば普通學校に軍事教練を加へた目的が抹殺せられるのである。

### 二、軍人精神と軍紀の鍛鍊

陸軍に於て軍人精神を鍛へ軍紀を練るといふのは軍隊成立の根本であつて、此二つの者の鍛鍊が不十分な軍隊は軍隊として全く無價値である。苟も軍隊として軍人精神が鞏固でなく、軍紀が嚴正でなければ、最劣等である。之に反して軍人精神と軍紀との鍛鍊に於て、完全なる軍隊は軍隊として最優秀なるもので、常勝軍として常に勝利の月桂冠を贏ち得べきものである。

多衆を集結して同一の目的に向つて活動せしむる爲めには、單に陸軍のみでなく、何れの團體に於ても此二者は缺くべからざるものであつて、國家の成立の爲めにも亦此二者を缺く事が出来ない。されば普

通學校にける軍事教育として國民に此二つの者の教育を賦與するのは國家的觀念養成の爲めに最も必要なことである。

さて軍人精神を鍛ふとは如何なることであるかと云ふに陸軍に於ては主として明治十五年軍人に賜つた勅諭の御趣旨に基き、造次顛沛荷も機會ある毎に精神的訓誨を與ふる事になつて居る。例へば寒風凜烈膚を刺すが如き日に士卒が整列した場合荷も懦弱寒威に堪へざるが如き者があつたなら其機會を捉へて將校は彼等を激勵して、

「御勅諭には如何に仰せられてあるか。一軍人は武勇を尙ぶべしと仰せられてあるではないか。猛烈に敵から射撃せられて殆んど九死に一生を得る望みもない場合にも能く最後の五分間を堪へ得る爲めには此位の寒氣に堪へ得ぬ様な勇氣のない事では敵に打ち勝つことは思ひもよらぬことである。」と云ふやうに訓誨を與へるのであつて、即

ち軍人精神を鍛へるとは此類を云ふのである。又軍紀を鍊るとは如何なる事であるかと云ふに軍紀とは、チスプリンのことで陸軍で之を軍紀と譯したのであつて、軍紀と云へば陸軍の専有物の如く思惟するものもないとは云へぬが、此軍紀とは畢竟規律に外ならぬのである。何れの社會にあつても規律がなくてはならぬのは云ふ迄もないことであつて、規律がなければ團體に結合力を缺くこととなるのである。

社會に規律のあるのは國に法律のあると同じであつて、法律は主權者の命令と之に對する絶對の服従との二條件から成るのは人の普く知る所で國民は絶對的に法律に服従する義務のあるのは多言を要しない。而して此服従には、制裁的と自覺的とがあるが英國人の如く常識に訴へて自覺的に服従する國民でも服従には訓練を要する。それであるから軍事教練に依つて反覆復行して外形より精神を修養し規律

に服従することを習ひ性たるに至らしめることが必要である。例へば『氣を着け』と號令して不動の姿勢を取らしむる場合に號令官が各人の姿勢を嚴密に點檢して、微細の點に至るまで操典に規定する所と寸分違ふ所のないやうに注意して、苟も違ふ所があれば毫も寛假することなく、之を矯正するのでなくては、教練に依つて軍紀を鍊る目的を達することは出来ない。

軍紀が嚴肅だと云ひ或は規律が立つて居ると云ふも、畢竟命令が能く實行せられると云ふの外はないのである。命令が完全に傳達せられ、其實行が確實であるのは、之を人體に譬ふれば、神經系の機能健全なのと同じである。軍隊その他如何なる社會を問はず、一團體が一致の活動を爲すには、規律に依つて團體の神經系の機能を健全ならしめなくてはならぬ。若し然らざる時には主宰者が如何に雄大な企圖を

有して居つても、恰度人體神經系の中樞器のみが健全で、傳達器や末梢器が不健全な爲めに、半身不隨意の身體となると等しく、主宰者の意圖の如く、一致團結の動作を爲し得ぬのである。故に社會てふ共同生活の一員たるべき善良の國民を養成するのには、能く此道理を辨へ、進んで自覺的に規律に服従し、訓練に依り、規律に慣熟するに至らしむる様にせねばならぬ。

### 三、各國々民の軍事教育

歐米各國に於ける軍事教育の概況を説述せんに、獨國には全國を統一した教育制度はないが、各聯邦は皆範を普國に採て居る。而して普國の國民教育は遠く淵源をフリードリツヒ大王の強制教育令に發して、其教育上の大方針は終始一貫今日に至るまで毫も渝らない。即ち

規律と訓練とに重きを置いて、絶對的服従心を涵養し、國家の爲に忠順にして秩序あり、且勤儉な國民を養成することを主眼として居る。普通教育と軍隊教育との最も調和宜しきを得て居ることは、從來に於て獨國の國民教育に若くものはなかつた。他の諸國に於ても、普通教育と軍事教育との調和併進について、皆意を致して居るが、獨國の如くには適切でない有様であつた。獨り瑞西、北米、合衆國などでは、普通學校に於ける軍事教育の施設を完全にして、常備兵力の不足を補はんとして、之が努力の跡を明かに認め得る。殊に米國は千八百六十一年南北戦争の突發に際して、北軍は南軍に比して準備を缺き、兵員の補充に非常なる困難を感じた爲めに、爾來刻苦經營を怠らなかつた。夫れ故米國の普通學校に於ける軍事教育は、大に參考とすべき價值があるから、後に其詳細に涉つて述べようと思ふ。

青少年に軍事教育を施すの必要は、其理由一にして足らぬが、少くとも服従秩序、忍耐及協同等を養成するに在るは、多言を要せぬ。然るに現今何れの國に於ても、文明の餘弊は、青少年を浮華文弱に流れしむる傾向があるばかりでなく、義務教育は普通十二乃至十四歳で終り、下層社會の青少年は、爾後何等の教育を受けず、之を無教育に放任する爲めに、墮落文學や頹廢思想に耽つて、盡く所謂不良少年と化し去らなきては止まぬのである。故に是等のものに軍事教育を施して、一面には青少年の墮落を防ぎ、又一面には國家的觀念を養成して、之と同時に體育を兼ね、軍事的豫備教育を賦與する目的で、各國共に青年團の設立に力を盡くすに至つた次第である。

米國に於ける普通學校の軍事教育實施の有様を述べんに、南北戦争の際に南軍諸州は大中學の學生には、必須科目として軍事教育を實施

して居つた爲め、戦争が勃發しても卒業生及學生を以て幹部とするを得たから、南軍では新募兵の訓練に至大の便宜を得た。之に反して北軍は何等用意がなかつた爲め、恰も歐洲大戰に於ける英國と等しく周章狼狽、總て泥繩的の醜態を演じ、辛うじて敗滅の厄を免れ得たのである。北米にして當時是等の準備が完全であつたならば、嘗に戦争を避け得たであらう計りでなく、開戦するとしても四年の久しきに亘ることを要しなかつたであらう。

南北戦争の際の辛き経験は、北米合衆國に、大中學に軍事教育を施設する事に努力せしめた。彼のミリタリアカデミーなるものは、普通の高等學校で軍事教育を施すものであるが、其軍事教育に重きを置くの状は、學校の經營、學生の生活など、殆んど全く我幼年學校に類似するのを見ても知るべきである。我邦に於ては米國人は徹頭徹尾、非軍國主

義の國民であると信ずるものが多いが、斯る國でありながら、早く已に我明治元年頃に陸軍式の高等學校のあつたことを知つたなら、恐らく奇異の感を禁じ得ないであらうと思ふ。是が今回大軍を急造するに際し、其最も困難を感じすべき筈である幹部の養成が、比較的容易であつたのも、五十年準備した基礎があつたからである。

南北戦争當時ベルモント州の選出代議士モーリル氏は、各州大學に軍事教育を必須科目として加へしめ、是等大學に相當の補助を與へんとする原案を提出して、議會の可決を経て、翌千八百六十二年に法律となつて發布された。是れが所謂モーリル法なるもので、此法律の結果ランド・グラント・カレッジと稱する軍事教育を施す農科大學を創設するに至つた。

モーリル法に依れば、軍事教育を施す諸學校は、國庫の補助を受くる

のみでなく、軍事教練の爲め陸軍大臣は其最寄の軍隊から現役將校を派遣し、且教練用の兵器を貸與又は支給するのである。又退役將校を派遣した場合には該將校に現に受け居る恩給額と同階級現役將校の受ける俸給との差額を支給すると。將校を派遣した學校には請願に依つて退役下士を派遣(下士のみを派遣するを許さず)すること。及參謀總長は毎年一回部下將校を派遣して是等諸學校の軍事教育を檢閲せしむること等を規定しあるのは特に注目に値ひすることである。

南北戦争後に於て米國民に軍事教育を施すことが益々盛んになり、千八百七十八年頃に於ては大中學は無論小學に至るまでも軍事教育を施すものがあるやうになつた。併し戦争熱の漸次冷却するにつれて單純な體育論から批難するもの、宗教家の反對するもの、社會主義絶對平和論者の惡罵するものなどが出て教育社會に於ても賛否兩様の

説があるやうになつた。此問題は單に教育問題であるばかりでなく、米國にとつては山々しき大問題なのであつた。即ち獨立戦争以來既に百年を経過するに、各洲は殆んど獨立の状態であつて國家として完全な統一がなく、國民は依然として移民根性を脱せず國民の精神的統一が尙ほ鞏固でないと云ふ事を證明するものと云はねばならぬからである。

大統領ハリソン氏は千八百九十三年七月紐育市に開かれた全國教育大會の席上で、普通學校に於ける軍事教育の必要に就て大演説をして軍事教育を一般學生に課するのは實に國防上必要ばかりでなく、學生自身の教育に絶對必要であると絶叫した。しかし「喉元過ぐれば熱さを忘れる」の諺の如く戦争の辛い経験は漸く忘却せられ、大統領の憂國の叫びにも耳を藉す者がなく、淺薄な教育論、體育論等は次第に勢力

を得て、普通學校に於ける軍事教育は漸次不振の状態に陥つた。併し一部具眼の士は之を憂慮して其存続に努力したが、今回の歐洲大戰に至る迄の間は大なる變化もなく経過し來つた。然るに歐洲の大戦勃發して米國も其の渦中に投ずる事になつてから一般米國人を覺醒させ殊に學生の士氣を興奮させて、ハーバート大學生の如きは米國の參戰以前に既に出征した者も少くなかつたとの事である。よし出征せずとも自動的に進んで軍事教練の演練に熱中し大戦參加に決するや各大學とも殆んど戦時状態となり學生等は規定の學課以外に毎日四時間宛軍事教練に従事して居たとのことである。米國の大戦參加も其陸海軍備の大擴張も其張本人は是等學生に在るとのことである。聞く所に據ると英國ケンブリッジ大學の如きは殆んど學生の全部が出征して學校は空虚の有様となり其他の英國大學生も奮つ

て從軍し是等大學生の出征したものは一萬數千人に上り其内數千人は春秋に富む有爲の身を國家の犠牲に供し戦場の露と消へたとの事である。之に反して我邦に於ける學生の状態は如何であるかと云ふに世界を大觀し國家的思想に依り世に處するの念慮に乏しく或は浮華文弱に流れ享樂主義を事とし或は對内的紛争殊に御家騒動の如き馬鹿げた事のみ屈托して彼の學校騒擾事件の如き醜態を演ずるに至るものゝ多いのは歐米人の如くに軍事教育に依つて心身を鍛錬しない爲め自然男性的性格が退化して不知不識の間に奥女中の根性に變化したのではあるまいか實に國家の爲悲まざるを得ないのである。

#### 四、軍事教練と體操との區別

陸軍に在つても教練と體操と自ら區別がある。教練は主として戰



闘動作を訓練し併せて軍人精神を鍛錬し軍紀を涵養するのであるが  
 體操は専ら體育を目的として居る。入營前の職業に依り壯丁の多く  
 は身體の各部に發育不同の點のあるのを免れない。それが姿勢動作  
 等の上に種々の固癖を顯はすのである。此固癖を矯正する爲めには  
 各個教練の實施に伴ふて補助手段として徒手體操應用體操等を行つ  
 て、各自の體格上の缺點を除去するのでこれが體操の効用である。

我邦の普通學校では軍事教練を兵式體操と稱へて居るから體操と  
 の區分が不明瞭となつて居る。本來體操は體育の爲めに行ふもので  
 普通體操應用體操遊戯及武術等であるが軍事教練は服従秩序忍耐及  
 協同心等を養成し延いて社會の共同生活の一員たるべく公共精神を  
 涵養し尙武心を鼓舞し併せて戰鬥動作の一部を教育するもので體育  
 よりは精神的訓育を主として居るのであつて體操とは其間に自ら劃  
 然たる區別がある。然るに我邦普通學校に於ては普通體操應用體操  
 遊戯等に於て過度に規律を嚴重にした爲めに體操が却て體育の價値  
 を減殺した計りでなく總體的教育となつて各個の教育に依り個人の  
 體格に順應する體育を施すと云ふ目的に合せざる事となつて居る。

五、我普通學校に於ける軍事教育の缺陷

米國大統領ハリソン氏は學生に課する軍事教育に就て實に次の如  
 く述べて居る。

學生に軍事教育を興ふるのは常に國防の見地からのみではない學  
 校其者の爲め將た學生自身の爲め頗る必要である。又軍事教育は  
 戰時の必要なばかりでなく平時の生活に於ても亦極めて必要であ  
 る。

端正なる姿勢、剛健なる身體、特に忍耐心の養成、機敏なる観察力、秩序、服従、協同、及愛國心等の養成は、軍事教育の青年に與へる効果である。我邦に於ける普通學校の兵式體操なるものが、果して此効果を青少年に與へて居るかどうか。例へば不動の姿勢に就て云ふに、歩兵操典は此姿勢のことを規定して「兩踵を一線上に揃へて之を著け、兩足は約六十度に開きて齊しく外に向け云々」と示して居る。然るに我學生等の不動の姿勢に就き試に此一事を観察せよ、兩踵を正しく一線上に揃へて居るものは、極めて少ないと云つてよからうと思ふ。又其開いた足尖は、多くは右又は左に偏して眞に齊しく外方に向けて居るものも少なからうと思ふ。是等は實に些事の如くであるが、之を些事として看過するのは、軍紀頹廢の基である。苟も缺點があつたならば、之を寛假せず、嚴格に矯正する事に依つて、軍紀涵養の目的を達するのである。

然るに我學生等の實施する各個教練を観るに、教育者も被教育者も操典の規定等を嚴守する觀念に乏しく、殆んど出鱈目勝手に實施して居る者が多い。此の如き亂雜放縱の實施は、彼のハリソン大統領の言の如き、軍事教練の目的を達し得ざる計りでなく、體育としても効能が少くない。此實施を嚴格ならしむる爲めには、教育者其人は被教育者の畏敬する如く、相當に威嚴あり地位あり實力ある人でなくてはならぬ。然るに我普通學校に於ては、教官は文官又は豫後備下士を用ひ、稀に豫後備將校を採用するに過ぎない有様で、是れが教練實施の亂雜放縱に流れる所以であらうと思ふ。彼の米國でモーリル法に依つて現役將校を以て軍事教育を擔任せしむるの眞意は、之に依つて能く理解されるであらう。

歩兵操典に「不動の姿勢は、軍人基本の姿勢なり、故に常に嚴肅にして

端正ならざるべからず軍人精神内に充るときは、外容自ら厳正なるものとす」とあり。然るに我普通學校に於ける學生等が整列し居るを觀たる感想は如何であらうか何人も其威容に乏しきを感じずには置けない。是は内に充實しあるべき精神即ち陸軍で云ふ軍人精神一般的に云へば尙武的精神が缺けて居るからである。さて此尙武的精神を涵養するには、我陸軍に於けるが如く、教練の際機會を捉ふる毎に精神的訓悔を與へ、武士道を鼓吹するの必要である。又興味ある軍事上の講話に依り、列國軍備の状態及歐洲大戰の經過等を述べて國民としては大に奮發興起しなければならぬ事を知らしめるの必要である。民族間の優勝劣敗、及弱肉強食、並に列強間の樽俎折衝等の眞相を窺はしめるのも、愛國的精神を喚起せしむる上に必要である。英國でも米國でも、青少年に騎士的精神を涵養することに大に努力して居るが、我

邦に在つては青少年に尙武的精神を涵養する爲めに武士道を鼓吹する事が最適切と思はれる。武士道と云ひ軍人精神と云ふも其根本に於ては大差あるものではない。

英國人ロングフォード氏は我邦の軍人に賜りたる勅諭を最も能く國家的精神國民的訓練を顯はしたもので、現に未曾有の國難に遭遇して居る英國國民に取つて最適切なる教訓であると云つて居る。我教育に關する勅諭は模範的國民たるべき聖謨たる事は論を俟たないが、尙軍事教育を施す諸學校で尙武的國民たる聖謨として軍人に賜つた勅諭によつて精神教育を實施するが必要である。

我普通諸學校で此の如くに教育を實施したならば、軍事教練の効果は先に述べた彼のハリソン大統領の言の如くであることは信じて疑はない。唯我邦普通學校の目下の状態は教官其人を得ることが困難

なのを遺憾とする。軍事教練の教官の適任者に乏しいことは前にも述べた通りであるが、其他の文官教師でも、規律的訓練と尙武的精神を教育する上に、適任者と認むべきものは甚だ少ない。殊に規律の訓練については『人を服従せしめんと欲せば、己先づ人に服従すべし』と云ふ格言の通りで、学校の教師たるべきものは、己先づ國家社會の一員として、規律に服従することの必要なる所以を自覺して、學生等に其模範を示さなくてはならぬ。然るに近來諸學校に見る紛擾事件は、其の原因の多くが、教師に關係して居つて、教師自身が規律に服従せぬばかりでなく、往々規律を破壊せんと使喚するものがあるに至つては、驚くの外はない。従來六週間現役兵の制度はあつても、之に依つて軍隊教育と國民教育との連繫を緊密ならしめる事は不可能であつたが、近く一年に延長される事となつたのは、將來の國民教育上實に慶賀すべき事である。

ある。  
隆々として將に天に冲せんとする我國運を、双肩に擔はなければならぬ。我少國民は、男性的に薰陶せられねばならぬ。教育者の服装態度等は、皆被教育者に反響して、何事にも感化し易い青少年は、不知不識の間に同化せられるのが常であるから、教育者は此點に於て、缺ける處のない人物でなければならぬ。

## 第二章 教育一般の要領

### 一、教育者一般の心得

#### 其一 進歩の齊一

普通學校に於ける學生は、素養體格等に殆んど差異がないから、軍事教練の教育上進歩に逕庭を生ずる事が尠くない。併し體格の強弱が

あるのは免れない。又故らに一方の肩を聳かすとか、両肩を前方に張るとかの固癖がないとも云へない。従て多少齊一の進歩を阻害するであらう。此の如きを點に迄考慮して教育し、理想としては少くとも各組の學生は齊一の進歩をなさしむることが必要である。之が爲めに教官は常に各人進歩の状態を子細に觀察して逕庭を生ずるものに其の特種の原因を探究し、之に應ずる矯正手段を講ずるに努め、且各人にも長短優劣を指示し、自ら奮つて同一程度に達することに努めさせねばならぬ。

### 其二 動作の齊一

齊一の進歩をなさしむると共に、各動作の齊一なる事にも深く注意せねばならぬ。例へば不動の姿勢に於て上體の傾度が整一であり、歩

法に於て、速度又は脚の高さが同一である様にしなくてはならぬ。是は部隊教練を實施する時に其運動の整齊たるべき根源であつて、即ち各個教練が部隊教練の基礎となる所以である。實際全學校が校旗の下に整列動作する場合に全員が齊一なる姿勢整齊なる動作をするのは其校の一致團結を顯はして居るのである。

### 其三 教育實施上の監督

軍事教練の主任教官は各分擔教官の教育實施上能く自己の要求に違はざるや否や常に注意して監督しなくてはならぬ。教育の進歩は素より被教育者の素質に困り差異があるが、教育實施者たる各分擔教官の教育方法如何が其成績に著しき優劣を生ずるものである。されば主任教官は深く此點に注意して、教育實施の監督を嚴密にしなくては

はならぬ。

### 其四 課目の進捗

経験に乏しい教育者は、各動作の基礎を確実に練り上げる事に著眼せず、徒らに課目の進捗のみを急ぐものが多い。それは教育の目的を達成せぬのみならず、教育の基礎を破壊するに至るのである。課目に依ては無論一動作の完成を待つことなく、他の課目に移つて實施する事を必要とする場合がないではないが、各動作は、其基礎教育を綿密に實施して、其根柢を牢固拔くべからざるものにせねば、所謂二兎を追ふて一兎をも獲ざる者となるのである。歩兵操典に於ても、各個教練總則に於て『丁寧懇切に説示し之を會得するに至り次の動作に及ぼすべし』と注意してあるのは之が爲めである。

### 其五 教育の一致

總て教育の要は時と場所とを問はず、一度修得した事は常に之を同一に實施せしめねばならぬ。例へば不動の姿勢でも、日々講堂出入の際整列したときでも、教官を其室に訪ふた時でも、荷も其の不正な點を發見したら之を看過する事なく、機會ある毎に之を矯正しなくてはならぬ。運動場で號令に依て不動の姿勢を實施したときは、如何に善良な姿勢でも、教練以外に於て其動作が端正でなくば、教練實施の價値はない。故に各教育者は、常に此點に注意して矯正する計でなく、假令教練間でも、課目の進捗につれて、各動作の端正を求めねばならぬ。例へば、駈歩の動作を教育して、其動作が出來得る様になつたならば、體操場の往復とか、集合せしむる場合の動作とか、駈歩を取る動作が、此課目を

教育した時と異なる事のなき様動作せしむる事が肝要である。若し是等を等閑に附する時は、一方に於て教育しても他の一方に於て之を破壊する事となる。

### 其六 原因の探究

總て結果に就ての矯正はするが如何にせば不正なる結果を來さぬ様になるか能く其原因を探究して根本的の矯正を爲る事に注意する者が少い。殊に未熟な教官は單に目前の結果のみの矯正に腐心する事が通弊である。原因を探究して矯正をしなくては如何に結果のみに就て矯正しても効果はない。例へば不動の姿勢に於て上體の左(右)に傾くものがある、夫れは片足に體重を掛けて居るからのものが往々ある。然るに其原因を知らずに、上體を右へ(左へ)と矯正するばかりで

は幾回矯正しても其目的を達し得ないのである。

### 其七 教育實施の計畫

主任教官は豫め教練に使用し得る時間に依り教育豫定表を作り、此豫定表に基いて教練實施前に實施の計畫を立案して之を各分擔教官に示し、尙課目に對する著眼要求教育手段等自己の腹案を指示して教育實施の統一を計ることが肝要である。此の如くして教官が教育實施前に充分實施の手段方法を研究して全力を擧げて教育に従事するならば、教育間に無益の時間を費すことなく、僅少な時間を以ても充分に教育の目的を達成する事が出来るのである。

### 其八 教育者の動作

『水は方圓の器に從つて其の形を異にする』とは眞に金言で教育者の被教育者に及ぼす感化は頗る偉大なるものである。即ち被教育者の姿勢態度歩法等は教官に酷似するは自然である。故に教官は謹嚴なる姿勢嚴正なる態度を以て被教育者に臨まなくてはならぬ。陸軍に於ても、『百の訓悔は一の模範に如かず』と云つて居る。教官たる者は常に此趣旨を體得し、口舌に依つて教育を實施するよりも活模範を示す事に努力せねばならぬ。

### 其九 説明及用語

教育實施課目の動作に就ては先づ其目的と精神とを充分綿密に説明しなくてはならぬが其の説明は冗長に流れず、快活で明瞭である事が大切である。従つて其用語は極めて平易で、被教育者の理解が容易

で長時間怠氣慢々たる譯の分らぬ説明を聽かされ、被教育者に倦厭を來させない様にしなくてはならぬ。

### 其十 服 装

服装を正しくするのは單に外觀を美にするのではなく、外形よりして精神を修養し、軍事教育の主目的に至大の影響がある。故に教官は教練實施の爲め、整列の際には必ず先づ自己の服装に注意し、被教育者自らも整列の際教官の検査を受ける前に被教育者相互に注意し、合ひ教官の注意を待つ迄もなく常に服装を端正ならしむることを習ひ、性たらしむるに至らしめねばならぬ。

### 二、教育の手段及一般の注意



### 其一 體格検査

學生の身體は新兵の様に身體各部の發育に差異のあるものは概して少からう。併し若干の體癖のある者はないとは云へないが、斯様な體癖は之を分解して矯正しなければ、齊一の進歩を期するは不可能である。故に主任教官は軍事教練實施の開始前に、各學生の體格を検査して、各人固有の體癖を知ることが必要である。今教練に關係する體癖の主要なるものを例示すれば次の通りである。

- (1) 頸椎の垂直でないものは、不動の姿勢に頸を正しく保持する事が出来ない。
- (2) 兩肩の平衡を失するもの、及怒り肩下り肩狭き肩等は、不動の姿勢を正しくし得ない。

(3) 肘腕等の各關節の屈伸が凝固で自由にならないものは、姿勢及動作が要求通り出来ない。

(4) 脊椎の彎曲したもの、及偏斜したものは、姿勢の保持上に關係を來し、又胸圍の足りないものは、駈歩の時の持久力に影響する。

(5) 膝及足部各關節の凝固なものは、姿勢及歩法に關係を來し、又臍部の平扁なものは、長途の行軍が出来ない。

右に示す如く、身體各部の發育如何は、直接教育上に關係を來たす事が大であるから、是等の諸點を調査して、各組毎に一表に作り上げ、各自の缺點や矯正の要點などを列記して、教練間常に此表と對照して、各人の固有の體癖を根本的に矯正する事が必要である。

### 其二 體操の應用

前述の如き各人固有の體癖は各個教練實施上進歩の障礙を爲すから成る可く速に之を除去することに努めねばならぬ。之が爲には徒手及應用體操が教育の補助手段として、缺くべからざるものである。併し各自の固癖は各人各別であるから、従て體操の實施も亦個人的にするか或は同じ固癖を有するもののみを集めて之を矯正するに必要な體育を實施させなくてはならぬ。是れは教練の補助手段として實施するのであつて、體育を目的として體操を一般的に實施する場合は違ふのである。

### 其三 教育班の人員

一 教官の受持ち得べき人員には、自ら限度があるのである。即ち教育班の人員が多ければ多い程、教育は周密を缺く様になるのは勿論で

ある。しかし普通學校では教官の數を多くするは至難の事ではあるが、理想から云へば、教育班の人員は一教官に對して二十名を最大限度とするが適當である。

### 其四 隊形の撰擇

教育班を如何に配列するか、又如何なる隊形を採らしむるかは、教育上注意すべき要件である。之に就ては概ね左の諸件を顧慮せねばならぬ。

#### 一 監視監督に便なる事

主任教官が絶えず各分擔教官の教育實施方法を監視し、又一方被教育者の動作をも監視し得る様、各教育班の配列に注意せねばならぬ。又教育課目及進度に依つては、他教育班と混雜を生ぜず各

教官の教育實施に便ならしむる事が必要である。教育班の隊形は課目に依りて異なるが、一般に停止間の動作には、横廣の隊形を便とし、行進の如きは、縦長の隊形を便とする。

二、各人は隣接者に妨害せらるゝ事なく動作し得る事

各被教育者が隣接者に顧慮することなく、其動作を正確に實施し得せしむるには、間隔距離を開いた隊形を便とする。

其他運動場廣狹などの關係からも隊形を撰擇せねばならぬは勿論である。

### 其五 位置及隊形の變換

教練間被教育者の衆心を歸一し精神を散慢せしめざる様に、一意専心教練に従事させるが必要である。同一の隊形で教練を實施す

るは、時間が長くなるに従つて、自然倦厭の念を起させるから、適時課目を換へ、教育班の位置隊形をも變ずるが宜しい。此位置隊形を變るときには、各人の機敏性を養成すると共に、死節時を省略する爲に集合解散を行ふことも一方法である。併し此集合解散を行ふにも、大に顧慮を要する。即ち集合は迅速を必要とはするが、競争的集合は、亂雑に流れて却て隊勢を整ふるのに、遲緩を來すばかりでなく、往々喧噪不規律に陥り易い。遊戯的動作として各人の身心を愉快ならしむる爲めならば、競争的集合も敢て不可ではないが、既に制規の駆歩を教育した後ならば、各自制規の駆歩で集合させて、所謂教育の一致を計ることが肝要である。又大概各個の動作が出來得る様になつた場合には、努めて教官の引率に依りて位置隊形を變換するのが宜しい。

### 其六 教官位置の撰定

課目及教育の目的に依りて、教官は特に自己の位置の撰定に注意せねばならぬ。例へば不動の姿勢で頭上體足の方向等を正面から點検するを要するもの又は踵の線上體の傾度頭の保持等側面から矯正するもの或は行進に於ける脚の上げ方歩法等正面及側面より矯正するを要するものがある。尙被教育者との隔離の程度も局部を矯正する場合には、成る可く近接するを可とするが全般に亘る事を點検する場合には稍遠く離るゝを可とする。要するに停止間の動作は、一般に八歩内外を良とし、行進間の動作は、稍之れより大なるを便とする。

### 其七 教練間に於ける休憩

教練間時々休憩せしむるは、疲勞を恢復せしめ心機を一轉させて、更に活動せしむるの必要である。此休憩は被教育者の進歩の狀態に伴ふて、回数及時間を變へねばならぬ。即ち最初の時期に於ては、休憩の回数及時間を多くして、漸次教育の進歩に伴ふて、逐次に短縮するのである。此の如くして、漸次體力を増進させ、後には長時間の激動にも耐え得る様に教育せねばならぬ。時には教育者が此要旨を誤解して、獎勵的に休憩を許し、教練實施を賞罰的に行ふ者があるが、精神上甚だ面白からざる事である。

### 其八 號令を用ゆる時期

漸進的教育法は教育上必要の事であつて、多くの課目は先づ其動作を分解して實施し、漸次之を綜合熟練せしむるを可とする。故に分解

教育の間は號令を用ひないで、教官が其の前に立つた時に足を引いて不動の姿勢を取れと命ずる様に約束的に實施するが宜しい。全體活氣のある號令で正確に動作させるとは、熟練した後には求めるのである。

### 其九 自習の命じ方

教練間被教育者に自習を命ずるには、自習すべき課目方法殊に其目的要點を示して、被教育者に自己の爲すべき事を自覺して行はせなければならぬ。漫然之を實施せしめては、全く形式に流れ如何に反覆實行しても、利益のないばかりでなく、終には教官の前を繕ふ如き悪弊を生ずるものである。又教官は一方に教育を實施しつつ、他方には是等自習しつつあるものを監視して、常に自奮心を起さしむる様に注意しなくてはならぬ。

## 第三章 各個教練

### 一、不動の姿勢

#### 其一 教育の主眼

不動の姿勢は單に外形の教育のみでなく、精神の鍛錬規律の涵養に必要である。歩兵操典に於て不動の姿勢の條項に、『軍人精神内に充つるときは、外容自ら嚴正なるものとす』と示されてあるは、此課目の大目的である。故に教官は常に此目的に重きを置き、之に極力意を用ひなければならぬ。殊に精神鍛錬の道には二ある、即ち心を修めて外容を整ふる法と、外容を整へて精神を正ふる法とである。而して此二の者は恰も形影相應する様なもので、一方に於て學生等の精神を修

養せしめて、外容を整へしめ。他の一方に於て、外容を整へしめて、之に依り精神を修養せしむるのである。

### 其二 教育の順序方法

一 不動の姿勢に關する目的精神の説明

主任教官は先づ被教育者を説明に便なる隊形に集めて、一方に分擔教官を整列させ、之に號令を以て不動の姿勢を採らして正面及側面に於ける姿勢の外容を見せて、次に此姿勢の目的精神を説明する。

### 二 教育實施の要領

不動の姿勢を教育する方法に、二種の説がある。一は頭部から漸次足部に及ぼすもの、一は足部より上體頭に及ぶものである。而して前者は精神上から、後者は外形上からの著眼であるが、先づ外容を整へ

て精神を正ふることが容易であり、且形態上の基礎は足の位置であるから、此教育は後者に據ることが捷徑である。故に先づ足部の教育から實施するものとして、逐次細部の著眼に就いて説く様と思ふ。

### (1) 補助手段

各人の體癖に就いては、前に述べた通りであるから、不動の姿勢の教育には、體格検査の結果に基き、姿勢保持上の障礙となるべき固癖を除く爲めに、各自の固癖に相應する體操を課し、或は特別の運動を爲さしめて、關節の凝固を解き、各不齊の發育を恢復して、一定の模型に適合する様に矯正する事が必要である。之が爲めに最初の時期には、體操は同課目齊一に實施するのみでなく、各自の必要に應ずる課目を撰定し、又各自をして自己の固癖を了知せし

めて休憩又は自習の間など常に之を實施せしめて齊一的進歩の基礎を作るのである。

(2) 足の引方足尖の開度及方向の矯正

踵を一線に揃ふる事及兩足尖の齊しく外方に向く事は此姿勢の基礎であつて、足の位置の不正は其害は上體に及んで肩の方向も不良となつて、編隊の時整頓を害する原因となる。故に最初正しく足の位置を矯正して、各自をして兩踵を一線に揃へた時の感覺及兩足尖の方向に就て其程度を自覺させる事が必要である。之が爲には地上に直交する十字線を劃いて、兩踵を其交點に置かせて、兩足の方向を修正し、更に兩足尖の方向線を畫いて、一方の足を前に出し之を後方の足に引き著けて、地上に在る線と一致する様に練習させるのである。斯様にして前方の足を引き著ける動作

は熟練するに従つて漸次敏速正確に實施し得るに至らせるのである。

『休め』の姿勢にある時に、『氣を著け』と令して、兩足の位置方向を點檢し矯正する場合に教官が往々基準とすべき後方の足(通常右足を動かさせて矯正するものがあるのは誤りである)。

(3) 膝、腰及上體の矯正

日常一般に座臥をする邦人の中には、兩膝が凝固して之を接著し得ないものがある。之は教育者の矯正に苦心を要する事は勿論被教育者にも最も苦痛を感じる所である。然れども此兩膝を凝らすして伸す事は不動の姿勢で威容を整へるに最必要の事であるから、特に補助運動又は體操を以て、漸次兩膝關節の凝固を解いて完全なる姿勢を取らしむる事が肝要である。

不動の姿勢では脚が地面に對して垂直であるのが最堅固とする。上體は少し前へ傾けるから、姿勢全體から云へば上體と脚との中心線は腰部で僅か折線状を爲して上體の重心は兩足基面の重心と一致するのが自然であるのは、往々脚以下を上體と同傾度になせ様とする者があるのは誤である。斯くするとき上體の重心は兩足尖の方に向ふから、姿勢の保持が窮屈となつて、長く此姿勢を保つ事が出来なくなる。

上體と重心との關係は理論上右の通りであるが、實施の時に上體の傾度を如何なる程度にさせるかは、全く教官の熟練した感想即ち眼に映する尺度で規正する外はない。故に教官は常に各組を彼此對照して、全員を同型にする様に絶えず點檢修正するが必要である。

(4) 肩臂及手の矯正  
 脊柱の偏斜彎曲したものは、上體、腰脚の中心線が同垂直面に合しない。従つて上體、膝、足の方向が一致せぬものが多い。是等は前に述べた體格檢査の結果に基いて、矯正に努めねばならぬ。

(5) 頭部及頸の矯正  
 肩に於て兩肩の高低方向の異なるもの、又兩肩の前方に狭まつたものなどがある。是等は多く習慣癖であるが、姿勢の齊一を害するから、充分矯正せねばならぬ。臂及手に就いては特に教育上注意を要することはないが、兩手が前方に出て指を揃へないもの、或は自然に垂れるべき兩臂に、力を入れて強直なるものなどがあるから、殊に此點に留意せねばならぬ。

邦人の姿勢として頸椎が前に傾いて、顔面特に腮を前方に突き出



して居るものが多い。此の習癖は頸椎の凝固から来るもので、単に「腮を引け」と云ふ注意のみでは矯正されるものでないから頭を前後左右に曲げる運動左右に廻す運動などで根本の矯正が必要である。又頭が左右に傾き腮の突き出たもの或は顔面の方向と體の方向と一致せぬものなどは、多く各自の固癖であるから、教官は能く此點に留意して、之が矯正に努めねばならぬ。兩眼を十分に見開いて前方を直視する事は、此姿勢に於ての精神的要求の主眼であるが、兩眼を過度に開き、顔面筋が微動する迄にするのは、素より極端な要求である。けれども、或程度に眼瞼に力を入れて瞳孔を開く様に練習するときは、眼光が自ら威を生ずるものである。前面を直視する事に就いて、一點を注視するか、或範圍内を直視する。

るかと言ふに精神統一の爲めには、目標を定めて一點を注視する事が必要である。一點を注視して居ても、視界の有る限り、附近の物體が眼に映するのは自然の状態であるから、漠然或範圍内を直視するときには、精神の統一を缺き、思想の動搖を來して不動の姿勢に於て最も忌むべき、眼球を動かす様になるものである。以上は不動の姿勢に就いて、部分的に分解教育をして、姿勢を一定の型に入れる様にしたのであるが、教育の進歩に従つて、漸次綜合的に實施するの必要は勿論である。

### 其三 教育上の注意

近頃腹式呼吸法が世に流行して、不動の姿勢に於ても腹部に力を入れて、上體を眞直又は後方に反らすのを、自然の状態であると説くもの

がある。此腹部に力を入れると云ふことは所謂臍下丹田の法であつて之に依り精神を沈著させる事は古からの定説であるが之が爲めに上體保持の状態に影響を來たして起動力を失ふのは歩兵操典の本旨とは反するのである。

不動の姿勢を保持する爲めに身體各部の力の入れ方は大略左の通りである。

- (1) 上體の重點が後方や一足に偏しない爲めに兩足拇指の頭に僅かに力を加へる事。
- (2) 兩膝を伸す爲めに僅かに力を入れて後方に壓す氣味にする事併し之が爲めに兩膝が凝らぬ様に注意せねばならぬ。
- (3) 上體を前に傾ける爲めに腰を僅か後方に引く事。
- (4) 兩肩が狭まらぬ爲めに僅か後方に引く事。

(5) 顔面殊に腮の前に出ない様に僅か項に力を入れて頸推を真直にする事。

服装が姿勢保持の上に影響する事は前にも述べたが常に正しく矯正するばかりでなく各自服装を正しくするの習慣を養ふことが必要である。

教練の回数を重ねるに従つて姿勢の點檢をするのに正面のみよりして側面から點檢矯正するのが等閑になり易いのは一般の通弊であるから注意せねばならぬ。

### 二、休め

教練間休憩の姿勢を探らせるのは唯身體の自由を許すので意志の自由を許したのではない。此の事は歩兵操典でも休憩中に話すこと

を禁じてある所以である。然るに往々教官が他の教育に熱中する結果、此の事の監視が不充分となつて、不知不識規律を亂し、談話を爲す様な事が少なくない。教育最初の時期から能く注意して、良習慣を附ける事が必要である。

不動の姿勢から休みに移る動作は、身體の自由を許すのであるから、厳格な動作でなくともよい様に思はれるが、苟も號令に依つて動作する以上は、他の教練と同じく規律ある動作を爲さしめねばならぬ。即ち一挙手一投足と雖、凡て規律ある動作を爲さしめるのは、規律の訓練上最も必要である。

休みの姿勢の時基準となる後方の足を正しく舊位に保つ事の習慣を附けるのが必要である。整列等の場合に十分整頓を正して置かれたものが僅か一回の休めで直に其整頓を亂す様になるのは、此注意を

缺くからである。

### 三、右(左)向、斜行進及後向

#### 其一 教育の主眼

轉回の動作は左足の踵を軸として、四十五度か九十度回轉し、又兩踵を軸として、百八十度轉回する動作である。此動作で特に注意すべき要點は次の通りである。

- (1) 轉回をするのに脚を以て行はずに腰でする事。
- (2) 上體と脚との運動が一致する事。
- (3) 旋回の動作は敏活である事。
- (4) 舊正面に對して新方向の角度を正しく取る事。
- (5) 轉回後の姿勢特に足の位置が正しき事。

### 其二 教育の方法

前に述べた要求は練習の結果漸次に熟練し得るものであつて、最初は先づ要領を充分説明して舊正面に對して正しく新方向を取り得る様にするのが肝要である。之が爲めに不動の姿勢で足の位置に就いて方向を練習した様に地面の上に直交する十字線又は四十五度の方向線を劃いて、之れを見ながら正しく轉回する事を練習させ、基準を誤らぬ様にするのが便である。

右(左)向半右(左)向は一舉動の動作であるから、分解教練をする事が出来ないが、後向は三舉動の動作であるから、各舉動毎に分解教練をして、動作の経路に依つて綿密な矯正をし、漸次綜合して實施することが必要である。

### 其三 教育上の注意

右(左)向半右(左)向實施上の注意

- (1) 此動作の未熟のものは、轉回の際に脚を以て回らうとして往々反動を付け膝を屈げ、或は兩膝を離すものがある。
- (2) 右踵を右踵から離し、或は過度に堅く左踵に着けて轉回する爲めに、轉回後兩踵の位置が一線に揃はぬものがある。
- (3) 左踵を軸にして轉回する爲めに、體重が甚しく左足の方に偏して轉回の動作が敏活でなくなるものがある。
- (4) 右(左)向の動作で、轉回の角度が一般に不足になり勝のものである。轉回運動後に速かに身體の動搖を止めることが必要である。之が爲には轉回を終る瞬間に、兩足の拇指に力を加へるのが宜しい。

後向實施上の注意

- (1) 第一動で、右足を正しく其方向に引かせる事が必要である。多く右足の方向より内方になり易いものである。
  - (2) 右足を引く程度は必ずしも一定する要はないけれども、過小でも過大でも爾後の轉回運動に影響するから、最初の教育には、右足尖は左踵から概ね一二寸の處に置かしめるのが宜しい。
  - (3) 第二動で轉回の時、兩足の方向は正しく新方向に向いて居らねばならぬ。特に左足は新位置を定めるものであるから尙更之れを點檢矯正せねばならぬ。
  - (4) 轉回の度が適當でないと、第三動で右足を後方に引いた時に、兩踵が一線に揃はず、兩足の方向が正規の様にならぬものである。
- (4) 右に述べた様な原因があるから、結果のみの矯正ばかりをせず

根本からの矯正を十分にしなければ、折角の矯正も一向に効果のないものである。

四、速歩

其一 教育の主眼

速歩行進の教育は不動の姿勢と同じく、各個教練中の大切な課目であつて、規律教育の神髓、尙武的精神の鍛錬、協同心の養成に著大なる効果がある。故に歩兵操典でも「威嚴を保ち勇往邁進の氣象を現はさるべからず」と要求して居る次第である。が往々此主旨を誤解して、必要以外に膝を高く上げ、又は過度に地面を敲かせて得たりとして居るものがあるのは、過たるは及ばざると云ふべきである。速歩行進の要領は「股を少しく上げ、故らに地面を敲くことなく、膝を必要より高く上

ることなく」と歩兵操典にも示された通りであつて、行進の際上體と下肢の運動につれて、氣合が一致して、踏み出した足は、少したりとも後に引かず、一步一步前に出る、即ち進取的の氣勢を持つて、變化なく長く持續し得ると云ふのでなくてはならぬ。速歩行進に就いての要領は次の通りでなくてはならぬ。

- (1) 身體各部就中腰の關節が柔軟で、凝ることのないのが速歩行進の基礎である。
- (2) 行進は單に脚の動作計りに偏しないで、上體の姿勢を正しくして、腰から推し出すやうにする事。
- (3) 上體と下肢との運動は、氣合が能く一致する事。

## 其二 教育の方法

### 一 補助手段

身體各部の柔軟な事は、速歩行進教育の基礎であるから、充分體操又は補助運動で各自の固癖又は關節の凝りを矯正せねばならぬ。之が爲めに不動の姿勢に就いて述べた様に、各自の體癖に應じて必要な運動を撰んで實施せねばならぬ。

速歩行進を教育するには、先づ教官が模範を示して、速歩に就いての目的精神を説明して、分解教育に移るのが必要である。

### 二 分解教育

最初は各人の間隔を開いた一列横隊とし、次に述べる四項に分解して、教官が一名づゝ被教育者の手を採るか、互に手を組むかして、恰も

兒童の手を採つて書法を教ゆる様に、教官の脚を見ながら實施するのが宜しい。

(1) 脚の出し方

股の上の方其程度及膝以下に力を入れずに自然に垂れて、殊に踵を翻し後方に上げる事なく、脚を前に出す事並に足尖の方向を僅か外方に向ける程度を各自に就いて教へ且矯正する事。此矯正は側面からばかりでなく、正面から脚を出す方向を矯正する事が必要である。往々股を上げる方向又は脚を出す方向の正しくないものがあるから注意を要する。

(2) 脚の伸し方足の踏み著け方及臑を地面の方に押し體重を之れに掛ける動作

脚を伸す方法は、脚を前に出してから、上體の移動と共に漸次に脚

びて、足を地に踏み著けた時に伸び終るのである。然るに綜合教育を實施する時に、足の伸し方に遅速が出来て、或ものは地面を踏み著けた後に伸し、又或ものは膝を伸し終つてから踏み著け、臑を地面に押し著けるものが出るから、綿密に此要領を教へねばならぬ。足を踏み著けるに、足臑の外側でするもの、内側でするもの、踵からするものなどは、綿密に矯正しなければならぬ。是は各自の固癖から來るのであるから、各人に就いて調査をすることが必要である。

(3) 上體の傾度、手の振り方、頭の保持

上體の傾度は、不動の姿勢の時の傾度を保つて、股を上げ脚を前に出すと同時に前に移動するのであつて、發進の爲めに豫令で故らに前に上體を傾ける必要はない。

手の振り方は、自然の行進をさせて、手と脚との一致及振動の程度を矯正するが宜しい。手の振り方に就いて、特に分解教育をする

と、両臂を自然に振らず、反つて凝固にする恐がある。頭の保持は全く不動の姿勢と同一である。行進間に多く顔面殊に腮を前方に突き出すものがあるから注意を要する。

(4) 上體を腰と共に推進する要領

各人をして手を後方に組ませ、又は手を腰の兩側に置かせて腰を前に押し出す心持で實施させるのが宜しい。

三、綜合教育

大略歩法の要領を會得したら、漸次行進距離を増して、各個に目標を與へて行進させ、若し了解不充分のものがあれば、更に引き出して特別に分解教育をする必要がある。漸次歩法を了得したら、一步距離

の 一列側面縱隊として、先頭に目標を示して、各自の距離を適宜大きくして行進させるが宜しい。此場合歩幅速度は最初の内餘り嚴に要求しないで、進歩に従つて逐次要求するが必要である。

歩幅速度を規定するのは、一步距離の側面縱隊として、教官が先頭に立つて前後の重なりを正しくして、先頭から七歩目毎に發進をさせ、教官は中途から列外に出て、側面から歩法を點檢矯正するのである。斯くして習熟の程度を増したらば、數縱隊を八歩間隔に並列して、同方法で先頭から同時に發進させて、各人の距離は歩幅及速度の齊一に依つて前後左右自然に等齊になるやう要求するのである。

(注意)

各教育班を並列して同時に行ふ教育は、速歩の最後の教育である。又先頭に立つ教官は、全般の歩幅及速度を規正する基礎となるので



あるから最も完全な動作を探らねばならぬ。又被育者中歩法の要領を會得しないものは、特別に教育を施して過早に此方法を以てする教育に加入させないが宜しい。

各自をして前後の重複歩幅の齊一に依て距離を正しく保つ事並に速度を先頭に合す事に留意させる事が必要である。此の事は將來編隊運動をする上に大なる關係がある。

### 其三 教育上の注意

速歩教育の初期に往々自然行進と稱へて歩幅の大と云ふよりも寧ろ兩脚を極度に開いて兩手を頭上に至る迄も振らせて教育するものがある。是は各關節の凝りを解いて各部の柔軟法を行はふとするのであらうが、斯の如き滑稽的不自然な行進法を爲さしむるよりは、各部

の凝りを解くに適した體操又は補助運動を課した方が優つて居るのみならず、斯の如き不自然の行進は、或は靴傷などを生ぜしめる原因となるから注意を要する。

各個教練では、歩法の要領を會得させることが主眼であるから、最初は稍歩幅を廣くして、速度を緩に實施する必要がある。速度を早くするのは容易であるが、編隊運動になると、自然に早くなり勝であるから、最初には成るべく緩かな方が宜しい。

速歩教育で下肢以下の動作計りに留意して上體及頭の保持等に注意を欠く事は特に注意しなければならぬ。

速歩行進で目標を定めて之に向つて直進する習慣を初めから附けることが必要である。之が爲めには矩形に行進させるのは利益がない。

速歩行進で出来易い缺點を擧げて見れば大略左の通りである。

- (1) 腰を後方に引いて上體推進の状に乏しいもの。
- (2) 上體の傾度が不足して顔面が特に前に出るもの。
- (3) 着眼點が低くなり且目標に向つて直進せぬもの。
- (4) 脚を前に蹴り出すもの。
- (5) 足を踏み著けるに踵を以てするもの又は踵の外側を以てするもの。
- (6) 股を出す方向及足尖の方向の不正なもの又は足尖の上るもの。
- (7) 腕を伸す時に緩急遅速あるもの又は腕を伸すに膝のみを以てして體重の移動と共に伸す主旨を會得しないもの。
- (8) 脚を交叉して歩き或は外股に歩くもの。
- (9) 後方の脚を前に出す瞬間に腕を曲げて段を附ける様に出すもの。
- (10) 同じく踵を巻き上げるやうにして前方に出すもの。

### 五、駢歩

#### 其一 教育の主眼

速歩の場合に勇往邁進の氣象を現すのが必要であると等しく、駢歩の場合にも此氣象を現はさなくてはならぬ。然るに一般に速歩の教育には多大の時間を用ゐて教育するが、駢歩の教育は稍輕視せられる風がある。往々駢歩は速歩のやうに嚴密を要しない、唯持久力を養成すれば足ると云ふものがあるが、駢歩は持久力の保持ばかりでなく、隊伍を組んで整齊確實な動作を爲し得なければならぬ。此整齊確實な運動は嚴正な各個の動作に基くものである。又要領に合した各個の動作は持久力保持の上に關係することは勿論である。故に駢歩の教

育も速歩の教育に次ぎて、稍々多くの力を用ゐて教育されねばならぬ。

### 其二 教育の方法

#### 補助手段

駢歩は腰膝足の三關節の反撥作用を、趾骨に受けて前進するのである。故に三關節特に膝及足關節の屈伸が圓滑な事と、趾骨で巧に反動を受ける作用に熟する事が必要である。之が爲め腰膝及足關節の柔軟を目的とする體操又は之に適當する運動を實施して、各部の凝りを解かなくてはならぬ。

#### 分解教育

##### (1) 屈伸作用の教育

列中で先づ両手をもつて、腰の上部を側方から保持させ、兩足を揃

へて膝及足關節を屈伸することを教へて、教官は其程度要領を矯正する事。

##### (2) 両手及肘に就いての教育

両手を軽く握つて、大略腕骨の高さに置かせて、肘を後ろにし、自然に振動する程度を教へて矯正する事。

##### (3) 前進作用の教育

速歩教育の順序に依るときは、駢足の場合にも、足尖から下ろして踏み著ける事を、分解的に教育する要がある様であるが、元來駢歩の動作は速度が速く反動作用の圓滑に依つて出来るのであるから、特に足尖から下ろす動作を分離して教ふる時は、諸種の惡癖を生ずる恐れがある。故に前二項の要領を教へた後は、屈伸作用と、兩肘を自然に振つて前進する動作を合せ行つて、其間に足尖から

下ろす動作を矯正するが宜しい。之が爲めに最初は歩幅を最も狭くして恰も足踏みで僅かに前進する位の程度として、足尖より地面に著き踵は僅か遅れて而も軽く著く様に教育して、個人毎に矯正する事が必要である。元來駢歩は速度を増すに従つて、歩幅を伸すことは容易であるから、速歩と違ひ最初歩幅を狭くして、漸次之を増さしめるのが利益である。

綜合教育

前項(3)の要領に依て、漸次歩幅と速度とを増して、規定の歩幅と速度とを採り得るに至らしめる。其他實施の要領は、速歩の綜合教育に就て述べた所と大差はない、唯一列側面縦隊でする方法は、速度よりも各自の距離を適宜大にするの必要がある。

其三 教育上の注意

駢歩の場合に肘を後方に引いて胸腔を擴げ脚のみで前進せず、腰から推進する氣味で行はしめる事が必要である。

駢步行進で生じ易い缺點は大略左の通りである。

- (1) 頭が後方に傾いて、腮を前方に出すもの。
- (2) 胸腔を狭くして、兩肩が前方に出るもの。
- (3) 反動作用を兩肩に及ぼして、甚しく肩を前後左右に振るもの。
- (4) 腰膝足關節の屈伸作用が、一致しないもの。
- (5) 膝關節の屈伸が過度なもの。
- (6) 足を後方に残して、恰も車夫などの様に踵を上げるもの。
- (7) 足尖から踏み著けず、平に踏み著け、又は踵の踏み著け方過度な

るもの。此缺點は多く、上體が後方に反る缺點に伴ふのである。

### 六、停止

速歩又は駢步行進間に停止する動作は概略各歩法の要領を會得してから行ふが宜しい。此動作は左の諸件に注意して教育する必要がある。

- (1) 後方の足を地面に近く、且つ迅速に前方の足に引着くる事及停止後正しい姿勢を採り、特に足の位置の正しい事。
- (2) 駢歩からの停止は、『止め』の動令から、二歩前進して停止するのて手を腰から下し、全く停止する迄に五舉動を以て終る事。
- (3) 駢歩から停止する爲めに、二歩前進してから止るのは、速度早い歩法から靜止の動作に移る爲に、速度を緩和する必要から、規定される。

たのであるから、此目的に合する様に實施し得れば宜しいのである。又駢歩から速歩に移る場合も亦同一である。

- (4) 停止の際の最後の一步は、兎角短縮するものであるから、注意を要する。

### 七、行進間に於ける右(左)向、斜行進及後向

#### 其一 教育の主眼

行進間の此等の動作は停止間の動作とは異なつて、左又は右の足尖で旋回するのであるが、動作實施上の要點は概ね停止間と同じである。

#### 其二 教育の方法

最初列中で足尖に依つて旋回して新方向を取り得る事を練習させる必要がある。之が爲め停止間の動作に就いて述べた様に地面上に方向線を畫いて左(右)足を一步踏み出して足尖を軸とし旋回する方法を實施して其動作を矯正する。

漸次之れに習熟したならば號令を以て實施して熟練させる。

### 其三 教育上の注意

此動作で主要な着眼點は正しく新方向に向ひ得る事である。故に號令に依て練習せしめる場合には教官は舊方向と新方向との關係を十分に點檢しなければならぬ。後向の動作で左足尖を軸として旋回する動作及右足を後方に引く動作を過度に早くするやうに要求するものがあるが之が爲めに行進方向が適當でないことが多い。動作の

緩慢になる事は固より不可であるが節度正しく轉回すると云ふ事が二層必要である。

行進間の後向の動作は左足尖を軸として轉回するのであるから嚴密な意味に於ては新正面での體の中心は舊正面のものよりも約半身右に移るのが自然である。然るに列中から前進させて後向を行ひ舊位に向はねば不可であると云ふが如きは誤りである。

此動作で出來易い欠點は次の通りである。

- ① 轉回の動作で上體、腰及脚の旋回が一致しない事。
- ② 右(左)向で轉回の軸にしない右(左)足を新方向に出す場合に多くは其方向が左(右)方に向つて轉回の角度が不足するもの。及轉回軸となるべき左(右)足を動令と共に狭く踏み又は左(右)に踏み込んで轉回をし之が爲め轉回後の第一歩が右(左)に偏するもの。

(3) 後向の場合に廻り足らぬもの及轉回前最後の一步と轉回後の第一歩が狭きもの。

### 八、步調止め及步調取れ

特に述ぶる程の事も無いが、『步調止め』の際に動もすれば被教育者の態度が一變して姿勢を崩したり歩幅や速度を減少することがあるから注意を要する。此の事は教練間に位置を變換する場合などを利用して教育するが宜しい。

### 九、足 踏

足踏は兩足を交互に少しく上げて其位置で調子を取りながら踏み著ける動作である。之が爲に過度に膝を屈けて足尖を地から離す度の

の高過ぎるのは宜しくない。

## 第四章 野外生活及遊戯

歐米各國でも少年義勇團なるものを設けて各種の訓練を實施して居るが其内野外生活と遊戯とは少年の體力を發達させ動作を敏捷にし觀察記憶力を増進し且精神上快感を與へるばかりでなく精神修養上にも利益する所が多からうと思はれる。我普通學校に於ても機會ある毎に之を實施したならば教育上利する所があると信ずる故次に参考の爲め之を略叙するのである。

### 一、野外生活

#### 其一 探 檢

數人或は二人位で探檢的遠足旅行を爲すのである。これは自轉車をもつて行ふことも出来るのであるが、此の旅行間は決して屋根の下には眠らぬ覺悟が必要である。即ち晴れた夜には何處でも野外に、そのまゝ眠り、天氣のわるい時には小屋の中にも眠る様にする。又如何なる場合でも地圖を持つて居て、これに依つて道を發見して、決して通りがよりの人に聞かぬ様にする。此の遠足には特別な目的を定め、即ち某山を探檢するとか某湖とか又は古戰場或は海岸を見に行くとかか定めるのである。そして歩いて行く時には、道側の物を何んでもよく注意し、手帳を携へて、之に總ての事を記し、見たものゝ中で興味のあるものは、スケッチして置きなどするのである。

(注意)

斯種の旅行には、出發前、満腹せしむる爲め茶漬等を食するがよい。是非地

圖書食、水筒、氷砂糖も宜しい等を用意しなければならぬ。双眼鏡は疲勞すると、却つて無用の長物となる。蘆は日光を障へ、雨水を防ぎ、又休憩中敷物にする事が出来る。又杖の携帶も必要である。帽は軽く柔かなものがよい。旅行中は各自口を結ぶがよい、之れは渴を止むる爲めである。飲水過度なれば疲勞が多い。日蔭では努めて脱帽し頭を冷すがよい。靴、草鞋は時々脱し、足部に風を當て、又水に浸すがよい。山中で道を見失つた時は、決して狼狽してはならぬ。如何にしても道を發見し得ぬときは、谷川に沿つて下れば、必ず村落に出られる。又晝食は假令餘つても、之を棄てゝはならない。宿泊する時は假令疲勞が甚しくても、必ず足の手入を怠つてはならぬ。靴は決して直接火に乾かしてはならぬ、藁の如きものの中に填實し、遠火で乾かすがよい。それから地圖の見解は常に能く研究して置く事が肝要。又簡單なる救急法なども一通りは心得て置く事が必要である。



其二 登山

登山は實に偉大な遊戯である。登山の際には能く注意しないと、どうかすると方向を失ふ恐れがある。その時には懐中時計と太陽とに依つて方向を定めるか、或は磁石に依つて方向を定めるのである。又山を歩く時には互に連れ合つて歩く事が必要である。これは絶壁から落ちたりする場合に助け合ふ事が出来る様に、繩を持つて兩方から連れ合つて互に危険を防ぐのである。繩を以てつなぎ合はせる時は、人と人との間を二間餘りにして、その繩は腰の周圍に結び、結び目は左にして置いて、常に繩を引つばつて居るやうにし、一人が倒れた場合などに、其繩を引張つて立ち上るやうに助けるのである。

其三 天氣の豫知

野外に出る場合には、天氣の前兆を判断する必要がある。殊に登山の場合には最も大切であるから、次の事を記憶して置くが宜しい。

- 夕映は晴天の前兆である。
- 朝映は雨天の前兆である。
- 薄い黄色の日没は雨である。
- 朝早く露がおりて霧があるのは晴天の前兆である。
- 遠方の景色がはつきりと見えるのは、雨が來るか又は雨の止んだ直後である。
- 日出が眞紅なのは晴天である。
- 日が雲の彼方から昇る時には、日あしが高く見えるが、地平線上で高

く見えるのは、風の前兆である。  
 柔かな雲は晴天の前兆である。  
 縁の堅い雲は風の前兆である。  
 ぐる／＼となつたり、ぎざ／＼になつたりした雲は、強い風の前兆である。

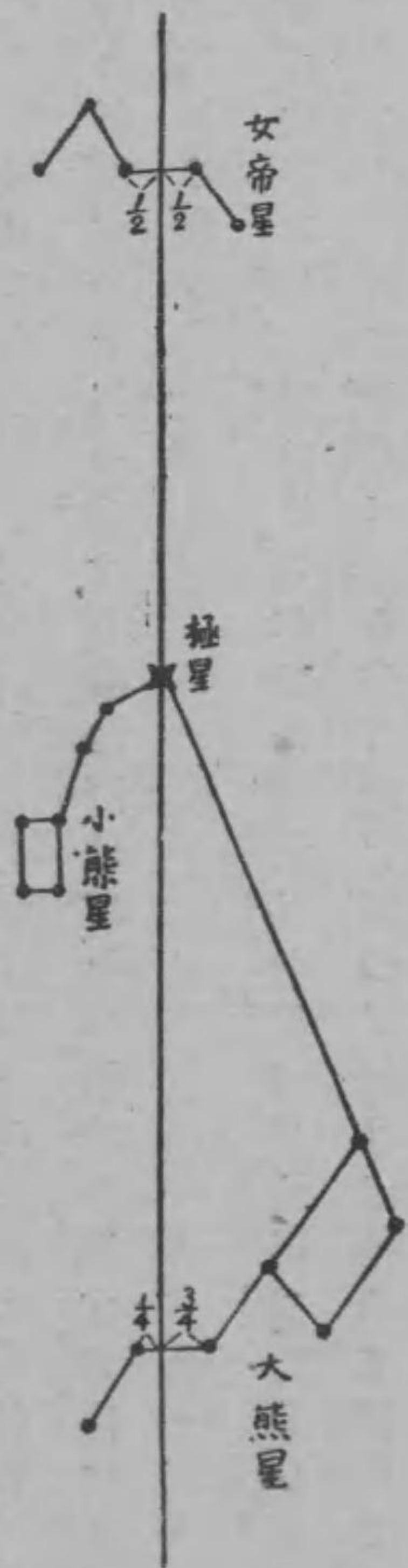
其四 北方發見法

野外に於て北方を知ることには極めて必要である。磁石を持つて居れば何事もないが、若し其用意のない時は、晝は太陽に依りて、夜は星に依りて北方を知る事が出来る。午前六時に太陽は眞東にある。九時には南東正午には南午後三時には南西六時には眞西にある。冬は六時より前に日が入るから、眞西に行くのは日没後である。

日中に何時でも南北を發見しようと思ふ時には、懐中時計の表面を上に向けて平に持ち、之を日向に置き、それをまはして時計針が太陽の方向に向く様にし、それから時計を動かさずに鉛筆の如きものをその上に置いて、表時板の中心と十二時の所とを結ぶ線と、その時の時計針の方向の線とが爲す角を二等分する様に置けば、その鉛筆の指す方向は即ち南と北とである。

夜には空に星が現はれるが、其の内北斗七星は最も發見し易い星である。これに依りて北方が分るから、之を知つて置けば極めて便利である。北斗七星は又大熊星とも呼ばれて、その曲つて居る四の星の内端の二つ並んで北極星の方を指して居る星を、北斗の劍先と云ふ。總て星は夜間逐時に其位置を移動するものであるが、北極星だけは一つ所に座つて動かない。大熊星の近くに小熊星があつて、その尾の先の最

後の星が即ち北極星である。又大熊星とは反対の小熊星の側に、女帝星と云ふM字形をした星があるが、此三星座は一連となつて同じ關係位置を保ち極星を中心として恒に運行して居る。その關係位置は左の通りである。



其五 天幕生活

天幕生活は一地に於て某日數間在住する爲めにするもの又は日々

旅行先に於てするものなど種々の形式で行はれるのである。従つて天幕の種類も小屋式の物又は分解して各自携帯し得る物等の差違がある。

天幕生活に必要な品物は、燈火、提灯、蠟燭、マッチ、土工具、斧、鶴嘴、槌、炊具、食器、寝具(毛布、藁蓆)各自の着換及日用品等であつて、天幕生活間は勿論自炊しなくては面白くない。天幕を張る場所は森林中とか乾燥した空地で、近く水を得られる處で、天幕を張る時には、入口を風の向に向けぬ様にし、周圍に小溝を掘つて雨の時の用意をし、炊事場は天幕の下に設けて充分清潔にし、火の用心の爲め近くに穴を掘つて、焚き落しなどを投げ込み、それに土を入れる様にし、又便所として溝を掘り、用便後は之を埋める様にしなくてはならぬ。

天幕生活に注意すべき要件は、土地所有者の許可を得て使用する事

附近の建造物、收獲物或は樹木を損ぜぬ事、及野營後の跡片付を丁寧に  
して、野營の跡を残さぬやうに掃除する事などである。

### 二、遊 戯

#### 其一 搜索遊戯

室の内外共に行ひ得る遊戯であつて、室内でする遊戯は少年を室外  
に出し、各種の小物品を人の氣の付かぬ處に置いて、然る後青少年等を  
室内に入らしめて搜索させるのである。室外でする遊戯は、一人の青  
少年をして某所に至り身を隠させ、皆のものが之を探すのであつて、最  
後まで探し出されないか、又は最初所定の時間内に発見されずに居れ  
ば勝とするのである。

#### 其二 暗誦遊戯

一群の青少年を引連れて街路を通り、或商店の前に一定の時間停止  
して、その陳列窓の中に在る商品を熟視させ、後他の場所に行つて其商  
品名を記させる。此の時最も多く正確に記した者を勝とし、更に負け  
た者の間に同じことを幾回となく繰返して、最劣等者迄極めるのであ  
る。

之と似寄つた遊戯を、屋内で數室を廻つて行ふことも出来るのであ  
る。

#### 其三 追跡遊戯

一人の青少年に紙片又は木片などを持たせて他のものより先に  
發させ、行く行く之を途上に撒かして、他のものは後より其の撒いた  
ものを手寄りに、先の青少年を追跡し、第一に発見した者を勝とするの

である。

途上に物を撒く代りに白堊をもつて途上の物に種々の記号又は符徴を記させて此遊戯を行ふこともある。

### 其四 嗅覺遊戯

密相葱革油紙など各種の香ひ物を同一様式の袋に入れ之をある間隔毎に置いて、一群の青少年をして順次に嗅ぎ行かしめ、後袋内の在品を當てさせるのである。

### 其五 觀察遊戯

一群の青少年を引連れて行進しつゝ、途上で一同が觀察すべき物品等を大聲に呼び上げ、之を一番早く發見したものに、その旨を告げさせ

る。此の如くして各青少年の得點を記帳し、最後に最高點を得た者を勝とするのである。

### 其六 足跡記憶遊戯

青少年をして相互に足裏を示させ、後數名の青少年を他の場所に連れ行き、柔き地上を歩ませて足跡を地上に印せしめる。然る後他の青少年をして、其足跡を見て、どれが誰の足跡であるかを當てさせるのである。

### 其七 傳令遊戯

一人の青少年が或手紙を持ち、所定の時間に或距離の地點へ傳令に行く。他の青少年は各途中に潜んで、之を妨げ捕へるのである。傳令

を捕へるのは、目的地へ達しない中に二人の者が其傳令の身體に觸れなければならぬ。

其八 傳遞競走

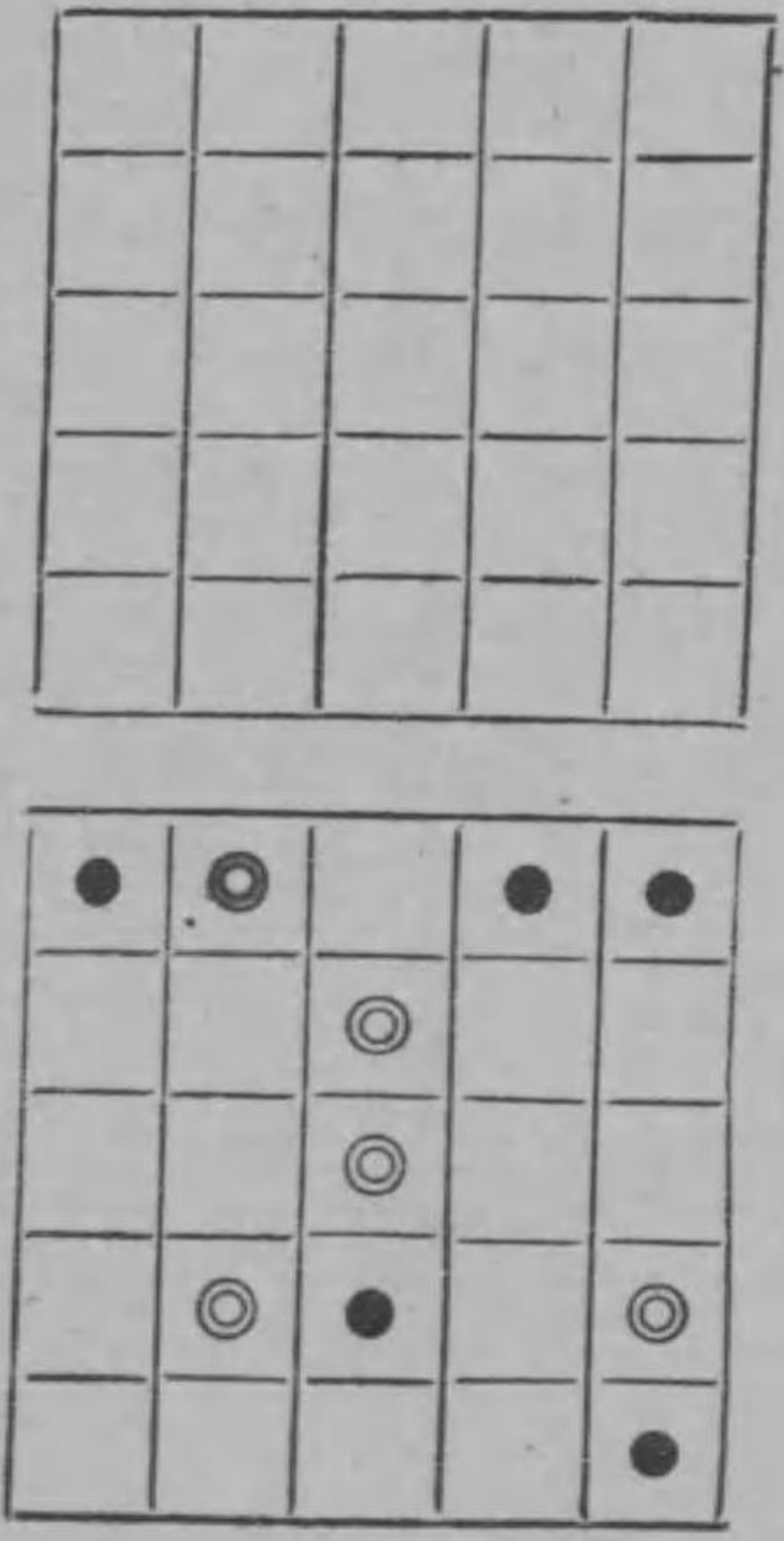
二群に分けて各所に分置し、徒歩か自転車、或は馬車で傳遞に依つて、或距離の間を最短時間に命令を傳へる競走である。

其九 忍び

教官自身が或處に立つて、各青少年は各自見付けられぬ様に之に近寄るのである。教官は青少年を見付けると發見を宣告し、一定の時間の後教官は「よし」と叫ぶ。そこで少年は一同忍び寄つた地點に直立して、教官に最も近寄つたものを勝とする。

又この遊戯は審判官に眼隠しをして置き、成るべく足音を立てずに近寄る試験をすることも出来る。此場合には其附近に枯葉、枯草、又砂礫等のある場所を選ぶが宜い。

其十 記憶遊戯



した物品五個宛と、一枚の板を與へる。一人は之を板上の四角の中に

青少年の軍事教練

随意的の個所に置き、他の遊戯者に之を五秒間丈け見せて直ぐに之を覆ひ隠して了ふ。さうしてから彼をして記憶を辿つて之と同じ位置に外の板上に小物品を配置させるのである。全部正しく置いた時には十點を得、一つ間違ふ毎に一點宛減ぜられる。これを交る交る二人の遊戯者の間に行はしめるのである。

附録終

大正八年六月十日印刷  
大正八年六月十九日發行

■平和の青年 附

許不

製複



著者 佐藤 鋼次郎  
 發行者 株式會社 大橋 文一館  
 印刷者 島 連太郎  
 印刷所 三秀 舍  
 東京市日本橋區本町三丁目八番地  
 東京市日本橋區本町三丁目八番地  
 代表取締役社長 東京市神田區美土代町二丁目一番地  
 東京市神田區美土代町二丁目一番地

發行所 東京市日本橋區本町 株式會社 博文館

正價金壹圓

# 日本國體と日蓮主義

海軍中將 佐藤鐵太郎 述

我萬邦無比なる國體の尊嚴を能説し罄くして國民の自覺を叫び根本的に忠君愛國を唱へ併せて英傑日蓮上人の人格と教義の峻絶を鑽仰賞揚して思想の選擇と修養を奨むるものは本書也。尊嚴の國體と秀絶の教法との相抱冥合の説述は論義整然字句熱烈にして一讀正氣靈動の概を生ぜしむ。國家、社會、教育、婦人の諸問題及び神佛、外來思想に對する批判、並に歐洲戰亂に對する感想、青年に對する訓誡、海外發展策等滔々數萬言辯じ明きざるはなし。

三六判洋裝上製函入  
紙數四百二十餘頁  
正價壹圓四拾錢  
郵稅八錢

本多生日 著

# 修養と日蓮主義

本書 目次

- 第一編 日蓮主義の主張
- 第二編 社會問題と日蓮主義
- 第三編 修養と日蓮主義
- 第四編 日蓮聖人と女性
- 第五編 日蓮主義より見たる大涅槃經
- 第六編 日蓮聖人の信仰
- 第七編 日蓮主義の使命
- 第八編 日蓮主義の體道用具

三五判函入五百六十頁  
正價壹圓拾錢  
郵稅六錢

株式會社 博文館

# 法

# 幢

大僧正 本多生日師 著

著者は、我宗教界に於ける權威にして、夙に我國民思想の推移する所を察し、之を善導するの極めて緊切なるを悟り、世人をして現下の思潮に對し、之を選擇自警するの必要を知らしめ、併せて其の歸趨を明かにし、我國民をして據る所あらしむべく此著あり、民心動搖の今日切に大方の一讀を薦む。

四六判洋裝函入  
紙數四百四十餘頁  
正價壹圓六拾錢  
送料十錢

東京日本橋區本町 株式會社 博文館



# 史蹟めぐり

文學博士  
大類伸先著

「夏草やつはもの共が夢の跡」と云ひ「國破れて山河在り、城春にして草木深し」と云ふ、幾百年の往時を語る舊山河に對して誰か追懷の情に耐えない者があらう、本書は著者が十年來諸地に史蹟巡りを試みて古城に舊都に或は神社佛閣に城は傳説俚俗に、古を偲び今を思つて綴りなした史談であり、感想であり又紀行文である。いづれも皆著者が實地に見聞した所で、机上談ではない、山水勝地に遊び、歴史に興味を有する諸子が常に、ポケットに携帯せらるべき好伴侶である。

新形洋装二百九十頁  
口繪三葉寫眞版豐富  
正價壹圓廿錢  
送料 六錢

株式會社  
東京市  
博文館  
本町三

# 趣味の文がら

厨川白村君 細田枯萍君 共編  
磯千鳥君著

竹久夢二畫伯裝釘

三五列洋装函入  
紙數六百八十六頁  
正價壹圓六拾錢  
送料 八錢

## 文壇の一異彩



本書は過去十年の間、磯千鳥、阪部清子等の變名を用ゐて、雑誌「文學世界」に寄稿した、文學士一宮榮氏の遺稿である巻中收むる趣味の文がら、旅のこゝろ、銀杏樹の下にて等の趣味に満てる文字を始め、今様枕草紙、新徒然草等の警拔なる隨筆は、當時同誌の巻頭を飾りて、幾萬の讀者を驚喜せしめたるもの、殊に氏獨得の境地ともいふべき、女の日記、壁訴訟は巧に女子に扮して其性を掩ひしもの、由來性を移して如斯成功せるは妙し。寔に文壇の一異彩である。今氏が一周忌に際し、生前最も親交ありし、厨川白村、細田枯萍氏の嚴密なる校正を経て世に出づ、敢て江湖の一讀を薦む。(大正七年秋)

株式會社  
東京  
博文館  
本町

# 世界文明の新紀元

文 學 博 士  
姉 崎 正 治 君 著

地大いに震ひて新らしき泉湧き、十九世紀の競争文明は破産して、二十世紀は將に協同文明の新紀元を開かんとす、二十年前ドイツ文明の破綻を論破したる著者は茲に大戦の終結に際して、過去を評論し、現代を警策して、將來の世界的新展望を世に示さんとす。

四六列洋装函入  
紙數五百有餘頁  
正價壹圓五拾錢  
送料八錢

株式會社  
博文館發行

# 歸一協會叢書

東京帝國大學文學部教授  
文 學 博 士  
姉 崎 正 治 君 編

## 【目 書 刊 既】

第一輯 社會道德上の共同責任  
第二輯 社會問題の建設的解釋  
第三輯 大戦と戦後の新局面  
第四輯 交戦國民の心理狀態  
第五輯 社會問題と教育問題  
第六輯 現代青年の宗教心

歸一協會は、社會・宗教・道德・經濟等各方面の問題と活動とに對して、調節歸一の氣運を促進するを目的とし、其研究討議の結果を發表する爲に、茲に叢書を續刊す。

■菊判洋装美本  
■紙數各約二百頁  
■正價各七拾錢  
■郵稅各六錢  
東京博文館  
本町

本號に限り 正價金壹圓 送料八錢

著原スルイマス  
士博學文  
譯君直正村中

縮改  
刷版  
正改

西國立志編

原  
助  
論  
名

全一册

三六判洋裝瀟洒美本  
紙數五百八十餘頁  
正價五拾五錢六郵  
稅

本書は英國の人士を主とし、其他佛國等の人士に至る迄其自助の精神及忠實忍耐勤儉の行爲を以て、自國及人類の爲に學術軍事發明工業博愛等諸方面の事業に於て、偉大なる成功を爲したる事蹟を叙述し、以て世間有爲の少壯人士をして自國及人類の爲めに事功を擧げ、富強文明に貢献せしむべき所以の道を詳述したるものにして、我少壯人士の修養書として蓋し本書に優るもの未だ曾てあらざるべし、實に青年立志の好指針なり、廣く天下の青年諸君に薦む。

博 文 館

387
30

終

